

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 6 回定例会 9 月 8 日 開 会
 9 月 22 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 9 月 14 日（木曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成29年9月14日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

遅刻議員（2名）

8番	佐藤 宣明 君	9番	阿部 建 君
----	---------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁 君
副町長	最知 明 広 君
会計管理者兼出納室長	三浦 清 隆 君
総務課長	高橋 一 清 君
企画課長	阿部 俊 光 君
震災復興企画調整監	橋本 貴 宏 君
管財課長	佐藤 正 文 君
町民税務課長	阿部 明 広 君
保健福祉課長	三浦 浩 君
環境対策課長	佐藤 和 則 君
農林水産課長	及川 明 君
商工観光課長	佐藤 宏 明 君
建設課長	三浦 孝 君
建設課技術参事（漁港・漁集担当）	田中 剛 君
危機管理課長	村田 保 幸 君
復興推進課長	男澤 知 樹 君
総合支所長	阿部 修 治 君
南三陸病院事務長	佐々木 三 郎 君
上下水道事業所長	糟谷 克 吉 君
総務課長補佐	大森 隆 市 君
総務課主幹兼 財政係長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達 朗 君
教育総務課長	菅原 義 明 君
生涯学習課長	三浦 勝 美 君

監査委員会部局

代表監査委員	芳賀 長 恒 君
事務局長	佐藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 高 橋 一 清 君

農業委員会部局

事 務 局 長 及 川 明 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志

総 務 係 長 小 野 寛 和
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第4号

平成29年9月14日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 請願 5の1 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願
- 第 3 陳情 5の2 就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情書
- 第 4 陳情 6の1 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」についての陳情について
- 第 5 議案第 75号 南三陸町保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 76号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 77号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 78号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 79号 南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 80号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 81号 南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第 82号 適正な対価なくして財産を貸し付けすることについて

- 第 1 3 議案第 8 3 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 4 議案第 8 4 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 5 議案第 8 5 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 6 議案第 8 6 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 1 7 議案第 8 7 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 1 8 議案第 8 8 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 1 9 議案第 8 9 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 2 0 議案第 9 0 号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 2 1 議案第 9 1 号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 2 2 議案第 9 2 号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 2 3 議案第 9 3 号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

昨日はシステムのトラブルということで、大変申しわけありませんでした。原因はどうかあれ議場管理する側の者として、大変申しわけなく思っております。この遅れは今後の会期中で取り戻していきたいと思っておりますので、円滑な議会運営によろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、8番佐藤宣明君、9番阿部 建君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内孝樹君、1番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 請願 5の1 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願

○議長（星 喜美男君） 日程第2、請願5の1宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願についてを議題といたします。

本請願については、民生教育常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。民生教育常任委員長菅原辰雄君。

○民生教育常任委員長（菅原辰雄君） 本請願は、局長朗読のとおりでございますし、7月26日に町民税務課より聞き取り調査を行いました。大きく言って5項目ありますけれども、それを1つ1つ審査して、結果常任委員会満場一致で採択と決定したものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願5の1を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択すべきものです。

本請願は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 陳情 5の2 就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第3、陳情5の2就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情書を議題といたします。

本陳情については、民生教育常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。民生教育常任委員長菅原辰雄君。

○民生教育常任委員長（菅原辰雄君） 付託されました陳情5の2も、7月26日に役場議員控室で教育総務課においてをいただき、委員各位さまざまな角度から慎重に審査をした結果、全会一致で採択すべきということに決定したものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情5の2を採決いたします。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものです。

本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は採択とすることに決定いたしました。

日程第4 陳情 6の1 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、陳情6の1 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についてを議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。陳情6の1については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、陳情6の1については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情6の1を採決いたします。本陳情を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第 75号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました議案第75号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、新たな施設について整備を進めている町立志津川保育所の位置及び定員に関し定めるべく改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。それでは議案第75号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の2ページの改正文、議案関係参考資料は8ページの新旧対照表をごらん願います。

本案は、現在建設中であります志津川保育所の移転に当たりまして、保育所の位置及び定員を変更するものであります。保育所の位置につきましては、現在の志津川字上の山11番地1から志津川中央団地内の志津川字新井田166番地1に、定員につきましては120人から90人に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成30年3月31日までの間において規則で定める日としておりますが、具体的には2月中旬の開所を予定しておりまして、今年度の退所式及び来年度入所予定児童の1日入所などの行事を新しい保育所で実施できるように計画しているところであります。

なお、志津川保育所建設につきましては、8月末現在、進捗率は50%、竣工予定は12月20日となっております。

以上細部説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

120人から定員を90人に改めるということなんですけれども、年々子供たちが少なくなっているのが顕著にあらわれております。そういうことで90人にしたのかなと思われそうですが、この周辺は中央団地、そしてまたここの東団地、西団地、それぞれ防集団地ができてきてまして、働くお母さんたちも出てきていると思われそうですが、この減らした中で0歳児の枠は今までと変わりなく定員数が変わらないのか、0歳児、2歳児、3歳児、5歳児とその辺の受け入れの数字をお示しくください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 定員の30人減につきましては、志津川保育所建設工事の議案の際に詳しく説明したとおりでありまして、議員おっしゃるとおり子供の数が減っているといった状況、それから民間の幼稚園等もありますので、その辺を踏まえまして90人という設定をしたところでございます。

0歳児から3歳児までのちょっと何人何人という数字、手元に今持ってきておりませんでしたが、全体で90人ということで、現在も実数としては志津川保育所65名というような今入所の状況になっておりますので、十分に対応できるものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 大体人数も減っているからという状況なんですけれども、大事なのは0歳児、今団地ができて働きに出るお母さんたちがこれからは多くなる、ますます多くなってくるのかなということを考えると、0歳児を預けるお母さんたちが多くなっていくのでなかろうかなと思うんです。そうした場合、今までの人数体制、例えば私も勉強不足で0歳児何人まで預かるというのがちょっと今頭から離れていますけれども、その辺のしわ寄せがこの90名に減したことによってあるのかないか、ただ5歳児のほうだけを30名減にするのか、0歳児のところ的大事ではなかろうかなと思われまして。そこが減るかふえるかによって今度は職員の配置ということにも関係してまいりますので、もしできましたら今資料がないと言いますけれども、あとでいいですのでその30名減になったそこがどこまで影響するのか、その辺人数的なものをわかった時点でいいですので、あとで書面でお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 人数の定員の考え方でありまして、その議論につきましては、建設工事の際に言っていただければ、その時点で部屋のサイズであるとか十分に考えることができたものと思っておりますけれども、今この期に及んで定員の話をもたまた持ち出すというのはいかがなものかと思うんですけれども、その上でちょっとお話をさせていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、現在志津川保育所の対象児童65名ということで対応してございます。年度当初に待機といったことはありませんでしたが、どうしても年度内に新しく出生されたお母さん方とかがどうしても預けたいといったことで、ちょっと待ってくださいといったことは毎年発生しているわけでありまして。全部をカバーするために過大な施設をつくってしまいますと今後の費用負担にもなりますし、維持管理も大変影響を及ぼしてくるといったことで、建設工事の際に120名から90名に減らしますと、そういったことでよろしいで

すよねと、そういう議案を出しまして、承認をいただいているわけでございます。今回の条例の改正につきましても、前回から申し上げているとおりでありまして、その人数が急に変わったでありますとか、そういったことでお叱りを受けるのであればここで訂正なりをさせていただきますけれども、ずっとその議論はしてまいりまして今どうしてそのような質問をなさるのかちょっと私は理解に苦しむところありますので、その辺はよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 大丈夫ですか。今のやりとりを聞いていますと、何か反問的なような感じもしないわけでもない。基本条例できまして、反問権、町長のみならず職員の方々もできるというようなことになっておりますので、どんどんやっていただければというふうに思いますが、その反問権をする際に、やっぱり議長の許可が必要になっておりますので、一応お許しを得てやられるように。課長は今のお話を聞くと反問権ではないと思ってやったつもりでしょうが、何か我々聞いているとそれに値するのではないか。最終的には議長が判断するわけですけどもね。その辺皆さん気をつけて遠慮なくお互いにやりましょう。以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ちょっと説明わかりますけれども、私が言っているのはこの30名減にしたことによって、どの程度の違いが出てくるのかなど。3歳児、0歳児、それにどのような影響があるのかなのか、そこを聞いているんです。今さら面積どうのこうのってそんなことを聞いているのではないです。この120人から90人に改める。30人を減にするわけですよ。それは当然生まれてくる人も少ないからわかります。ただその減にする要因は5歳児を減にするのか、0歳児まで及ぶのか、単純にそこを聞いているだけです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 私ちょっと反問しているつもりで答弁したつもりはなかったのが大変申しわけなく思いますけれども、そのように聞き取れる部分があったら今後ちょっと答弁の仕方を考えたいと思います。

現在の入所の考え方ですけども、志津川保育所、現在先ほども申したとおり65名の入所でございます。他の保育所、名足こども園もあります。民間もございます。全体の中で利用調整会議というものを行っておるのは議員もご承知かと思うんですけども、その中で全体の数が決まりますので、それを振り分けるわけですよ。毎年度0歳児が何人で3歳児が何人でということは、毎年度動いてまいりますので、そこはなかなか把握のしようがございませ

ん。ですので、0歳児が多い年は0歳児を多く受け入れるような形にできるようにこちらも体制を整えますし、3歳児が多ければかかる保育士の数も少なくなりますので、その辺の調整を図りながらこの利用調整会議で決定するものでございますので、単純に保育所に入る0歳児が何名で4歳児が何名でということは単純にはなかなか申し上げられませんので、全てはその申し込みの時点で全体の調整を図るということでありまして、現在の定数、それから民間の数を考えますと、もう十二分に枠は確保できているという環境にございますので、30名を減ずる定員にしたところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 3回……ほかにはございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第 76号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第76号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正に対応すべく所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは議案第76号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

議案書は4ページの改正文、議案関係参考資料は9ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。

本案につきましては、提案理由にありますように、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うものでありますが、この法律の改正、今回の分は31件の法律を一度に一部改正するものでございまして、このうちの8月1日施行部分に当たります介護保険法の一部改正、ここの部分に関係する部分で条例の改正を行うものであります。

具体的内容につきましては、新旧対照表の備考欄に記載のとおりであります。第15条の罰則規定において、介護保険法の第214条第3項の規定に準じて第1号被保険者を被保険者に改めるものであります。このことによりまして、いわゆる第2号被保険者まで含んでその配偶者やその世帯員などについて適用できるようにといった改正でございまして、町の条例もこの介護保険法の改正に準じて改めるものであります。

以上細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第 77号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第77号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、町営志津川東、志津川西及び志津川中央の各復興住宅の位置の表示について、土地の分筆登記の完了に伴い、変更したため改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。議案書は6ページ、それから議案参考資料につきましては10ページになりますので、それぞれお開きをお願いしたいと思います。

町長の提案説明の中にもあったとおり、現在の条例につきましては、土地の買収したときの地番を住宅団地の位置と決めてございます。今回土地の分合筆登記がそれぞれ終了いたしましたので、登記に合わせて条例を改正するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明は、土地の住所が変わったからということの説明だけでした。それはそれでわかりました。申しわけないです。次のです。失礼いたしました。撤回いたします。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

て

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第78号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法、その他の関係法令の一部改正に対応すべく所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第78号の細部説明をさせていただきます。議案書につきましては8ページになります。議案関係参考資料につきましては11ページから14ページになりますので、それぞれお開きをお願いしたいと思います。議案書の8ページをごらんになっていただきたいと思います。

11条から10条にかけましては、国の法令の改正により条ずれが発生しておりますので、その訂正でございます。それから13条につきましては、第5項を新たに追加をさせていただきました。昨日の委員会でも議論になりましたが、町営住宅の家賃につきましては、収入により家賃が決定をするというシステムになっておりますので、毎年収入申告をしていただくこととなります。これまでは全員の方から収入を証明する書類を提出をさせていただいてございました。しかしながらどうしても役場の窓口に来てその手続きをなかなかできない方がいらっしゃるということでございますので、今回1から3号の方については本人の承諾が得られれば、町のほうで関係部署からその資料をいただくことができるということを追加するものでございます。これによりまして、これまで申告の通知を差し上げておりましたが、なかなか申告をされない方が何名がいらっしゃいました。その都度督促を差し上げるんですが、どうしても最後まで提出をしかねる方が出てまいります。いずれ条例にはなかったんですが、たまたま国の法令にはその部分ができるという規定がございました。しかしその取り扱いがか

なり明確ではないということがございまして、昨日8番委員からいただいたような議論になったわけでございます。今回条例にその辺を明確にするため、今回改正するものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議席番号……（「3番」の声あり）3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。おはようございます。

ただいまの説明でわかりましたけれども、なおこの対照表の中で改正案の第11条です。現行のままですと11条の中に第10条に定めるところにより町長の承認を得なければならないとございます。それを改正案は11条の中に、さらにまた第11条に定めるところにより、町長の承認を得なければならないとありますけれども、この意味ですね。11条の中にまた念を押して第11条に定めるところにより、町長の承認を得なければならないとうたっておりますけれども、この内容ちょっと意味が私の頭で納得できないので、この辺のご説明と、10条の略してありますけれども、10条のところの説明もお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 条例の第11条の解釈でございます。公営住宅法施行規則とございますが、これは国の規則でございます。国の規則の11条という意味でございまして、あくまで条例の11条とここに記載しています11条は別なものでございます。そこはご理解をいただきたいと思ひます。

条例の11条の内容でございますけれども、入居当初に同居していない親族を新たに入居させる場合、町長の許可を得てくださいという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第 79号 南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第79号南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題としたいと思います。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第79号南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本町消防団組織の再編成に伴い、団員の定員について変更したため改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） それでは、議案第79号南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書第10ページの改正文、議案参考資料につきましては15ページ新旧対照表をごらんください。

消防団員の定数を630人から500人に改正する提案でございます。

現在消防団につきましては、東日本大震災の影響による人口の減少などにより入団者の減少が避けられないというところでございます。特に被害が甚大であった地域においては、班員の減少により班自体の活動ができなくなった地域もあるため、消防団みずからが再編のプロジェクトを編制をして、協議を重ねて再編成による消防力の強化を進めているところであります。消防団の8月末現在の人員は482名。56個班で活動しておりますが、これを40個班の班に編成がえをして、1個班当たりの人員を班長以下11名を基準に再編成をすることにより、各班の出動可能人員をふやして初動体制を含めた消防力の強化を図るところで再編成を進めております。これにつきましては、消防団の幹部会議において承認を得た事項でございます。

この消防力強化のための編成がえによる定数についてですが、40個班11名を基準ということ

で、班については体制は444名、幹部30名、女性消防団員15名、ラッパ隊15名の定数にいたしまして、計500名の定数にする提案になります。この定数を見直すことにより、現在町から払っております消防団補償報奨組合の負担金が年間約280万減額になります。このほか再編成を行うことにより、団員一人一人の負担の軽減及び消防ポンプ車と多機能車を組み合わせた班を編成するなど、これについては伊里前で編成を計画をしておりますが、編成するなど消防力の強化が可能になってくるという提案でございます。

以上、条例改正の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたけれども、数を少なくして消防団の区域を多くした分強化をするというご説明でしたけれども、その中で女性の登用も団員の方も15名ということ伺っております。やはり女性の人たちも男性以上に、普段家にいる人もあろうと思いますので、大変いいことだと思います。そうした中で、今団員になる人数も少ないという中で、一つの案として、例えば役場職員の中でそういう団員を結成するのも一つの方法かなと思われましても、そういうお考えはいかがでしょうか。

そしてこの女性の団員はそこの1団1隊だけが15名が混ざっているのか、それぞれの地区に女性の団員が混ざっているのか、その辺お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） まず女性消防団のほうから回答させていただきます。これ女性消防団員15名というのは定数ということで、その編成の中でどこに置くかというのはまだ定めてございません。この定数の中で15名と定めたところにつきましては、現在消防庁のほうから女性の消防団については定数の10%を目標にしろというところを言われております。ただ、当町のこの人口が減少しているとか、そういう特性も踏まえまして、基本的には定数等については地域の実情に応じてといううたいがございます。というところで女性消防団15名につきましては、全国の消防団員の平均が全国の消防団員数の3%というところがございます。3%が全国の消防団員の人数というところで、500名の3%というところで15名に目標を設定をさせていただきました。

もう1つ公務員の町の職員、いわゆる公務員の消防団への参加につきましては、現在そういう方向で国の取り組み、総務省のほうからも取り組みが進められておりますが、現在消防団については、今再編成を進めている段階で、団の482名現在いる中で人を減らさないようにい

かにこれからふやしていくかというところもございますが、人を減らさないというところで、再編成をしてやめていく人間を少なくする。どうしても定年で人は減ってしまいますので、新たにその減った分の補填をどうするというところを今検討を進めております。今後町のホームページを活用して団員を募集をする、公務員の中から、例えば試験を受けて町に入ってくるときには必ず1度消防団に入団をするとか、そういうことについても今後検討を進めていかなければとは考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先日歌津の火事の時も消防団員の人たちの活躍を見ていますと、やはり消防団員の人たちは地区を知っている人たちなので、どこから水をあげるとかそういうことまで把握しているので、大事なことだなと思いました。そうした中、減っていくのを懸念するのであれば、やはりそういった国でもそういう制度を活用したほうが良いということをお話しておりますので、今後役場の職員の人たちの団員をふやしていくという方法を町長はどのように今後考えているのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今危機管理課長から消防団の編成に関しての団員の考え方がお話をありました。私前にもこの話で質問を受けた際にも答弁しているんですが、公務員、いわゆる役場職員になりますが、基本的に非常時、火災あるいは土砂災害、さまざま災害がありますが、その際に役場職員はそちらのほうに出向くということになります。ですからいざ消防団員になっていても、いざ災害のときになかなか現場に、いわゆる班の中に入って活動するということについては、いろいろ障害があるというふうに思っておりますので、基本的には定数500でございますので、500人の定数に向けて入れていただいて、ある意味最初は民間の方々、いわゆる町民の方々にその辺のご支援をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この人数が減るということは、今後とも心配されますので、ぜひ予備隊でもよろしいですので、その辺を組み入れていただくようお願いして終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第 80号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第80号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第80号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書は12ページの改正文、議案関係参考資料は16ページに新旧対照表を載せてございますのでごらん願いたいと思います。

本案は、提案理由にありますように、特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、関係する条例の一部を改正するものであります。

具体的内容についてであります。子ども・子育て新制度における支給認定証の交付につきまして、従来は全員の方に交付していたものですが、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改めるものであります。支給認定証を必要としない保護者に対しては、利用者負担額決定通知書、いわゆる保育料の決定通知に支給認定証に記載している内容を合わせて通知することでよいとされたものであります。つまり支給認定証、証と言いましても現在こういったA4の紙1枚で証を発行しております。それから利用者負担額決定通知書、保育料の決定通知もこういったA4の通知でございます。この2枚を1枚にして内容を記載していればよいというふうに変更になったものでございます。今回の一部改正の背景といたしましては、27年度に新制度がスタートし、支給認定証を使用するケースというのがほとんどないということや、変更があるたびに申請であったり古い認定証の返還が必要なことなどで、事務の煩雑化が課題とされておりました。今回各自治体からこういった事務処理の簡略化というのが国のほうに多く求められ、国のほうも今回の改正によって対応していただいたというところでございます。

以上、細部説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第 81号 南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第81号南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、新たな課税免除制度が創設されたことに伴い、関係する当該条例について廃止をするものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第81号南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について、細部説明をさせていただきたいと思っております。

議案書は13ページ、議案関係参考資料は17ページになります。

まずは議案書の13ページをごらんいただきたいと思っております。

この条例の根拠法であります企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が一部改正されたことによりまして、法律名が改正されてございます。

議案関係参考資料の17ページをごらんいただきたいと思っております。

法律名は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、略称は地域未来投資促進法となりまして、本年7月31日に施行されております。この法律が改正されたことによりまして、本条例で課税免除の対象となる固定資産につきましては、本年7月31日までに県から基本計画の同意を受けたものまでとなりまして、該当する案件がなくなったことから、本条例を廃止するものでございます。なおこれまで本条例の対象となった案件はございません。またこの法律の一部改正によりまして、宮城県では今年末を目途に新たな基本計画を策定する予定でありますことから、本町としてもこれに合わせて新たな条例を制定したいと考えております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第 82号 適正な対価なくして財産を貸し付けすることについて

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第82号適正な対価なくして財産を貸し付けすることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号適正な対価なくして財産を貸し付けすることについてご説明申し上げます。

本案は、役場庁舎に設置するカフェスペースにおいて、適正な対価なくしてこれを貸し付けたいことから、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは細部説明を行います。

本案は、役場の新庁舎マチドマの一角に設置をしましたカフェのスペースを議案に記載の特定非営利法人びば南三陸に貸し付けをし、役場の来庁者等に対する利便やサービス向上を図りたいというものであります。行政財産を減額をして貸し付ける場合は、条例あるいは議会の議決が必要となりますが、当町の場合、関連する条例の特段の規定がございませんので、本日議会の議決をお願いするということとなります。

参考資料の18ページから19ページには、詳細とそれから既に皆様ご存じかと思いますが、図面が描いてありますのでご参照ください。通常の貸し付けの料金につきましては、年額48万3,180円ですが、これを12万円で貸し付けをしたいというものでございます。

改めてこの事業者の決定に至るまでの経緯を簡単に説明を申し上げたいと思います。

カフェの事業者につきましては、平成28年の6月に1回目の募集を行ったところでありますが、申し込みはございませんでした。翌7月に再募集を実施いたしましたが、2回目も申し込みはありませんでした。この時点で内部でカフェ機能のあり方、あるいは運営体制も含めて検討をいたしました。自動販売機を置いて無人化にするという方法もあるのではないか、あるいは役場がもう直営で行う、そういう方法もあるのではないか、などなどさまざまな議論を行いましたが、やはりお客様とお互いの顔が見える環境が大事であるということと、何より気軽に役場においでをいただくという憩いの場として整備したマチドマでございますので、その目的をしっかりと果たすべきではないかという意見にまとまりました。初期投資も含めて事業としての採算が非常に厳しいことが要因であるというふうにも考えたことから、内装や厨房の器具を町で整備するという条件に緩和をし、10月に3回目の募集を行った結果、ここに記載の当該法人から応募がございました。取扱品目がコーヒーということでもあるし、また役場庁舎ということでもありますので、1日当たりの売り上げもそれほど見込めないだろうということから、貸し付け料についてはご考慮をいただきたい旨が申し添えられてございました。このような経緯から議案に提示してある価格に減額をして貸し付けをしたいというものでありますが、町としては運営や経済面などから検討した結果の賃料でございますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。なお、追加資料としてこの法人の活動の計画、それから提案をいただきました資料のコピーを添付をさせていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上、細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
（「3番」の声あり）

ちょっとお待ちください。ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

2、3お伺いいたします。

まずもって1点目ですけれども、この契約者の方が勝倉彌司夫さんになっております。そしてこの資料の中の代表者には鈴木清美さんがなっております。去年の10月ですけれども、代表者がいつおかわりになったのか、その辺お伺いします。

それからこの平米当たり、この積算基礎、免除する額が36万3,180円とありますけれども、その面積44.5平方メートル、これに貸し付ける平米当たりの貸付料の単価が幾らで計算なされたのかその辺と、それからもう1点はこのプラットフォームびばさんの代表者の申し込みなんですけれども、ここの会社びば南三陸さんなんですけれども、毎月この生徒さん募集のチラシが来るんですけれども、これを見ますとこのびばさんの下か上かわからないんですけれども、ピースウインズジャパンとありますけれども、ここも特定非営利活動法人とありますけれども、このつながりといいますか一緒にやっているのか、この辺のつながりを知っている範囲でご説明願います。

そしてこの資料が出ておりますけれども、先ほどの説明では3回目で決まったとおっしゃいましたけれども、1回目、2回目誰も手を挙げないということは、ここで儲けが採算が取れないだろうということを見込んで誰も応募してこなかったと思われるんです。そうした中で3回目はこちらからお願いしたのか、またびばさんのほうでやりますと言われたのか。例えばこちらでお願いしたのであれば、こういうふうにして特定非営利団体になっていますし、このマチドマでは採算が取れないということをお願ひしたのであれば、こういう今回貸し付け料12万出ていますけれども、こういうところまでも無償などと考慮する、長くしてもらうにはですよ。始めました、やめましたとならないためには、そういう判断もあったのかなと思われるんですけれども、その点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず代表の関係ですが、今年の8月23日に新しい理事にかわったということを聞いてございます。

参考資料におつけしてありますかね、再々募集のときの提案資料には、前の代表者の名前になってございますが、これは去年の10月でございますので、名前がかわってございます。

それから平米当たりの計算の関係ですが、資料ちょっと皆さん方にはお渡しをしてございませんが、この役場の総工費18億7,500万。8月10日にJVから町が引き渡しを受けましたので、

その時点で額が本体の価格が確定をいたしました。この18億に対して、全体の面積が3,773平米であります。これを50年の耐用年数で割ります。それに今回のこのカフェの面積45平米を掛け、さらに消費税を掛けると、ちょっと複雑なんですけど、単純にこの役場全体の工事費の床面積と耐用年数から割り出していくというところで48万円が本則の価格になりますというところを今回12万円にという考え方でございます。

それからびばにかかわっておりますピースウィンズジャパンという法人は、私も余り詳しいところまでは存じ上げないんですが、入谷にあの施設を立ち上げるまでにさまざまな震災復興支援の活動をされてまいりまして、立ち上げに至るまでの財政的な支援を支えてこられたんだろうというふうに思っております。

それから最後は当初から厳しい提案だったのではないかと。やっと3回目で提案者が出たということは議員のおっしゃるとおりかも知れません。そういったことで町としては3回目にできる範囲の工事を施した上で募集をした結果、このびばさんが手を挙げていただいたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 建物の単価から割り出したということで了解いたしました。

それで、いろいろここに今後のカフェをやるにつけて、マチドマのカフェでのやるいろいろな計画書がついております。この中で今まで毎月講座、研修会などをやっていたものもこの資料の試算計画の中にはやるように出ておりますけれども、こういう講座などをこのカフェで昼間ではなくて夜とかいろいろ、ここの使う時間が5時半までとなっておりますけれども、そういった昼間だけのカフェなのか、この資料の中にはいろいろ集いとか講座とかというものも載っているんですけども、こういうこともなされるのか。この時間配分、時間の5時半までというところを見ると講座などはここでできないのかなというような思いがするわけです。これだけ我々も議決しました、この役場庁舎建てるんですけどもね。そうすると我々も責任があります。この今さらながら、あそこのマチドマは広い面積です。それを有効活用していく方法を今度は考えなければならぬと思います。そうした場合、そこを使っていろいろなことをそのマチドマでやっていけるのであれば、もっと時間を広くしてこういう講座、研修会などもやっていけば、わざわざ今入谷に行っていますけれども、そういうことも緩和されて講座に参加する人も多くなるのではなかろうかなと思いますけれども、この12万円の貸し付け料を無償にする考えがあるかないかと、その時間を広く、今5時半というふうな時間が明示されてありますけれども、それを拡大していくことができるか、考え

があるかどうか再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 財務規則上の観点では、後ほど管財課長のほうから補足をいたしますが、当初このお配りをしてあります提案資料、これ大変素晴らしいなということで審査会では拝見をさせていただきましたが、まずは3回目の再々募集で事業者が手を挙げていただいたと。しかも地元町内の方々がというところで、まず我々としては一安心というところがありました。それから資料の中を見ますと、賃料については非常に厳しいというところで、そのご配慮をお願いしたいということと、それからこの横長のところには各種研修、講座、イベント等々、自主事業が書いてあるのですが、それは提案は提案として、そもそもやっぱり役場庁舎でございますので、ここの使い方については、一応優先交渉権者としてこのびばさんが決まったんですけれども、細かいところにつきましては、1年かけてゆっくり協議をしましょうというようなことにした次第であります。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 企画課長の答弁に補足をさせていただきます。

マチドマについて若干触れた件につきまして、マチドマにつきましては、住民が庁舎を訪れて気軽に利用できるスペースというところで、例えるならばホテルのロビーとかそういったエントランスと、そういったところの施設というふうに捉えております。ただ、企画課長が説明申し上げましたとおり、庁舎というところでもありますので、その利用につきましては、行政財産というところの中で使うというところですので、今回カフェを許可した分については44.5平米というところでもありますので、マチドマまで一体的に使うというところを目的というところではありません。ただ、カフェで飲み物を買われた方、そういった方が飲食する場としてのマチドマの利用についてはそれは許されるというところで理解しております。

時間につきましては、現在マチドマのオープンはBRTの待合というところもありまして、午前6時から午後10時まで入れる状態になっております。

それから無償にするかという点につきましては、今回減額をして貸し付けたいというところではありますが、基本的には行政財産は貸し付けできないというものになっております。それを一步踏み込んで貸し付ける、さらに一定の料金をいただいた上で理解できる範囲で貸し付けたいということが12万円というところになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 特定非営利団体の公共的施設にならないのかなという疑問が残るわけで

すけれども、例を挙げますとあさひ幼稚園に土地を無償で貸し付けしております。そういう観点から申しますと、特定非営利団体なので、それらも団体扱いにならないのかなという疑問が残るわけですが、この減額して12万ということはわかりました。

ただ、この役場自体は守衛さん、夜の警備などがついているのであれば、そういった多く始めました、もうお客さんがなくて閉めましたというのではなくて、そこを有効活用するために、この素晴らしい講座とか研修会などの提案もなさっておりますので、それを生かしたほうがもっと使われ方ができるのではないかなと思われまますので、今後のそういう検討していただく材料にさせていただけたらと思いますので、その辺踏まえてお願いしたいと思います。

3回目ですね。わかりました。じゃあこれで終わりにします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） この団体が提案をしてきた幾つかのメニューについては、もちろんこの団体が自由にこのマチドマを占有して自主的な活動に使うということには制限がありますので、例えば社会教育事業あるいは観光振興につながるようなもの、そういったものをうまく関係各課と連携をしながらこの場所を使って、有効にイベントを開催していくということ言えば、これから役場の職員も創造性を発揮して、それこそ官民連携といいますか、協働によるまちづくりになるんだろうというふうに思います。

それから特定非営利団体というところで、決してNPOだから金をいっぱい儲けちゃいけないということではなくて、活動の主たる目的が営利を追求するということではないですよというのが確か活動の計画にあると思います。当然維持費や人件費、そういったものを活動の中で生み出さなければ、団体そのものが維持できないわけですので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私も4回目の募集があったらと考えていたんですけれども、めでたくプロポーザルで決まりましたほっとしていました。この庁舎の売り、目玉の一つであるマチドマ、そしてその喫茶スペース、これから最大限活用していただけたらと思いますけれども、この計画書を拝見させていただいて、2、3質問させていただきます。今回の議案ですけれども、本来ならば4万円相当の家賃を先ほど言ったような状況で1万円相当にする、これは私はわかりません。そこでこの計画書の中で伺いたいのは、やってもみないのにわからないんでしょうけれども、売り上げなんですけれども、月20日間営業して、1日に2万1,000円、そして単価が

300円、客単価ですけれども。それで1日の来客を70人とみているところなんですけれども、ここの見積もりというか、私も実際多年の商売をしているもので、随分強気って言ったらおかしいんですけれども、確かに役所の人等のバックアップもいろいろあるんでしょうけれども、そこのところを簡単に伺いたいと思います。

あと人件費なんですけれども、360万円と計画書に計上になっていまして、これをまた1カ月20日間、1年だと240日ですね、割ると約1日の人件費が1万5,000円になっています。ここ何人ぐらいで一応回していくのか、この計画書には店長を初めいろいろありますけれども、あとは地区の方のバイト等を使っていくということなんです、この働く方たちのあれをどう当局のほうで伺ったのか伺いたいと思います。

あと自主事業ということで、前議員のあれでもあったんですけれども、喫茶スペースじゃなくマチドマのほうをイベントで内容によっては使えるということなんですけれども、このイベントによってこの当該受けたところが収益を上げられるのかどうか。

あともう1点は、なるべく私自身も継続というか持続していただきたいので、町おこし等のいろいろな補助金が、町おこしじゃなくてもなんですけれども、補助金等があるんですが、そういったやつである程度バックアップできるのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 収益の部分はちょっと管財課長が対応させていただきます。

1点目、包括すれば売り上げあるいは単価、それからお客さんの数等々、非常に厳しい数字なのではないかなというご推察であります、実は我々もそうなんだろうというふうに思いました。きっとこの団体も初めてのことで、相当悩まれたんだなというふうに思っております。一応町との協議の中では、この議会でご決定をいただければ契約をした翌日から開店の準備には入れるということなんです、毎月その売り上げの状況あるいは仕入れ、お客さんの様子等々を町とモニタリングをしながら、その状況に合わせて適切に我々としても対応していきたいというふうに思っております。

それからスタッフの関係なんです、人数については店長が1人、それにスタッフとして年配の方を雇用するというようなことですが、シフト制をとるというようなことから、実際に何人の方が、延べ何人、実人員で何人の人件費になるかはちょっと私のほうでは存じ上げません。そういった状況だと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） マチドマを利用した場合に有料な事業ができるかという点のご質問

ですが、まずマチドマを町と連携なしに使うという場合につきましては、目的外使用という
ような許可を必要とします。これにつきましては庁舎管理規則、こういった中で許可を得る
条件がありますので、それをクリアしてということになります。実情としましてはまず
そのBRTの待合であるとか、そういった機能もある関係上、全てオープンに使うというの
は難しいかなというふうに考えております。その中で一部その目的外に使えるスペースがあ
った場合、あるいは時間帯があった場合ということになります。その庁舎の中でそうい
ったことが可能なような内容によりまして、それは許可し得る場合があり得るというふう
に考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） いろいろ大変そうで頑張っしてほしいんですけども、そこで再度伺いた
いののは、今言ったようなマチドマのスペースなんですけれども、そこは現在はいろいろなポ
スター貼って、私も先日委員会でご飯食べに行っていなかったので、それでパンを買ってジュ
ースと一緒に飲んでみたんですけども、なかなかいい感じだったと記憶しています。そこ
で今後のマチドマの利用、先ほどBRTの待合等にもなっているということで、答弁いただ
いたんですけども、私個人の思いというか1つだけあるんですけども、今度生涯学習セ
ンターがスーパーの向かいあたりに立派にできるという予定なんです。そこで現在のコアラ
館、私も結構行っているんですけども、そのコアラ館があった都合上マチドマのほうにあ
あいった大きいスペースじゃなくてほんのコアラ館みたいな感じで小さい区分的なあれでも
いいんですけども、そういったミニマムな図書館機能みたいなのをつけていただい
ると利用のほうも喜ぶ方も多いんじゃないかと思うんですが、そういったことに関してもう
一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） マチドマの具体的な使い方ということですが、現在ラムサールの関
係のポスター展、これは大分前からやろうと。役場が始まったらまず一発目にこれをやろう
ということで、当面その条約を取りつけるために全庁体制で臨んでいるものですから、町民
の皆さんにもそういったものに触れていただこうと2週間予定をさせていただきます。

それから利用の方法なんです。実はマチドマをつくるまでには町民によるワークショップ
を開きました。20人ぐらいだったと思うんですが、そのなかには何人か高校生もいらっし
やいました。一例を挙げますと、パブリックビューイング、今地元の球団が調子を落として
おりますが、そういったものを生涯学習行事と絡めてこの団地の方々と一緒に大きな画面で

応援すると、そういうようなこととか、あとはBRTの待合スペースとか各種文化協会の展示発表、そういったものもできるんじゃないかとか、それからこれはちょっと飛躍しておるんですが、志津川高校の移動生徒集会的なものを役場の中でやったら、今後のインターンシップのカリキュラムにもつながるんじゃないかとか、たくさんのご意見をいただいておりますので、できるだけそれが具現化できるように頑張ったいと。

それからコア館とその図書館の関係ですが、中央団地のほうに学習センター、図書館ができますので、図書館機能は図書館でというふうに使分けをしていくということがベストかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） このマチドマにつきましては、設計段階と申しますか、建設段階から計画をなされて、議会の議決を得たということは私どもも知っているところでありますが、実際に建設され、あとは業者さんといいますが、今回たまたまNPO法人がプロポーザルによって委託といいますが、やるというようなお話でありまして、数字を見ますと最初から36万何がしのその使用料、利用料のマイナスですよ。当初からこういった数字を考えたのかどうか。最初のやろうという設計段階から、やろうという段階でどういったお願いをすれば収入これぐらいあるんだろうとか、見込みといいますが、それをどういうふうにご設計する段階で、こういった企画をする段階でもくろんでおったのか、数字的なこともお知らせいただきたいというふうに思うんです。要するにこういうことをやると、本来町に36万3,180円がもっと入ってこなければならぬでしょう。それが最初からマイナスだ。結果的には。その責任というのも大きいと思いますよ、私は。入るべくして入らない。そういうやり方をするということが。その辺の考えいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 構想の段階からこのマチドマにつきまして、カフェはそのマチドマを構成する一つの要素ということになりました。そのほかにもBRTの待合機能とか、ATMとかそういうさまざまなものがあって、一つの町民ホールということになります。当然構想の段階で役場ということもあって、先ほど申し上げましたが、それほど一日多くのお客さんが買い物に来ると、飲食に来るということは現実的には厳しいのではないかと。かといって職員が朝昼晩買い物に行くというわけにもまいりませんし、その辺の数字的な厳しさは感じておりました。ただ、まだ工事も終わっていませんので、具体的に平米幾らぐらいになるのかという数字については持ち合わせていない状況でございました。大体48万円

ぐらいに対して今回ご提案の金額でお貸しをしたいというところは、一つはその法人から提案をされた何とか15万円ぐらいの収支計画が立てられそうだと。しかしながら今後協議の中でご配慮いただきたいというようなことで、今回の提案をさせていただいたところでございます。

それから36万円を減額をするということと、このびばがカフェに入りましてカフェだけではなくてマチドマ全体、町民ホール全体に対しても目を配っていただくことが結果として対価サービスにつながるということから、30数万の減額分をそういう形でしっかりと担っていただくということで町としては決断をしたという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 理屈のつけようさままだね、と思って聞いておりますけれども、ホールを見守っていただくというお話ですか。見守るといいますかね、使用する際には否が応でもそういう形になるんですけれども、それが36万何ぼの対価というその根拠はどういうふうな根拠でその対価という言葉が出るんですか。

それから今後の売り上げの状況をみながら検討していくというようなお話があるんですが、例えば足りないから補助金出せとかというのはあるの。そういう計画みたいなものがあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 減額する分をカフェの中に入って町民サービスに転化をしてそのサービスの分としてという30数万の根拠ということではなくて、一つのものの考え方として、減額をしますが来庁した町民あるいは町外の方に節度やサービスをお願いしたいということでございます。

今後毎月いろいろモニタリングをしていく中でどのような数字になるか、それを見ながらということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第 83号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第83号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年度田浦漁港中田浦船揚場復旧工事に係る請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） 議案第83号の細部についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料20ページをごらんください。

工事名、平成28年度田浦漁港中田浦船揚場復旧工事。工事場所は、南三陸町歌津田浦漁港内です。

工事概要は、中田浦船揚場延長42.3メートルの復旧工事を行うものです。

入札は、平成29年7月12日、制限付き一般競争で行いました。入札参加者は、記載の1社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は本契約締結の翌日から平成30年3月31日までとしております。

参考資料21ページに仮契約書を添付しております。ご確認願います。

同じく22ページに田浦漁港の平面図を示し、中田浦船揚場の位置を赤で着色しております。

23ページに標準断面図を添付しています。船を引き上げる斜路延長25.8メートルと船を置く陸揚げ場延長9.8メートルを整備するものです。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

単純な質問なんですけれども、この議案書には、平成28年度田浦漁港中田浦船揚場復旧工事とありますけれども、この契約書も田浦漁港になっていますけれども、これはこれでこのようにその名称は正しいのでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） 漁港台帳上はそういう名称で扱っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第 84号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第84号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度広畑地区災害復旧（広畑橋）工事に係る請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第84号の細部説明をさせていただきます。

工事名が平成29年度広畑地区災害復旧（広畑橋）工事でございます。工事場所につきましては、戸倉字広畑地内となっております。

工事の概要でございますけれども、橋梁工、橋長が11.5メートルの上部工、それから下部工、一体で発注をしてございます。それに附属する護岸工、取付道路工、L型擁壁、側溝等になります。

契約方法でございますが、見積徴収による随意契約となっております。これにつきましては、8月8日、制限付き一般競争入札を執行してございます。参加業者は、記載の1社でございました。入札執行の結果、残念ながら予定価格に達することがございませんので、不調となりました。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用いたしまして、見積徴収による随意契約としたものでございます。見積りの開封日は翌日の29年8月9日となっております。以下、開封状況については記載のとおりとなっております。

工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成30年3月30日としてございます。工期につきましては、今回債務負担を設定してございませんので、3月議会におきまして繰越の手続きをお願いしたいというふうに考えてございます。

25ページに仮契約書を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

26ページが工事場所の位置図となっております。工事場所につきましては、西戸地区にあります西戸川にかかる橋でございます。具体的には被災前に西戸地区の集会所がございました。そのの上流に約200メートルほど上流側となっております。

27ページが詳細の図面でございます。ピンクで着色した部分が今回の工事の主たる部分の橋梁の表示したものでございます。ごらんのように幅員が3メートル、それから橋長が11.5メートルとなっております。幅員につきましては、西戸川の災害復旧工事、これは震災前から始まっておりましたが終了し、また周辺の農地は全て圃場整備が終了してございまして、西戸地区の復旧はこの橋を残すのみとなっております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 西戸の橋ということで伺いたいと思います。今回この橋ができるということなんですけれども、以前この橋のほかに何本かあったんですけれども、この1本だけの復旧になるのか、それが1点。

あとこの橋を使って左側は結構田んぼとかあれますけれども、何軒ぐらいの方たちが利用できるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 西戸地区における橋梁復旧、被災した橋梁の数でございますけれども、5橋ございました。それで西戸川にかかる分が3橋ございまして、うち1橋につきましては、西戸川の震災関連事業で川道が変わったということで、それは復旧しないということで決まっております。もう1橋につきましては、24年と25年2カ年にかけて復旧が終了していると。それで西戸川にかかる分につきましてはこの1橋のみとなっております。それから西戸地区ということで申し上げますと、国道と町道を結ぶ橋梁が2橋ございまして、その復旧が残っております。ここににつきましては2橋復旧するのではなくて、2橋を1カ所にまとめて、そのかわりといいますか幅員がこれまで3メートル50程度ございましたので、6メートル程度に幅員を広げて1カ所にまとめたいという計画になってございます。これにつきましては現在河川協議、それから国道の協議をしております。もう少し発注までは時間をいただきたいというふうに考えてございます。

それから受益者といいますか、利用者の数でございますけれども、ちょっとこちらとすればその圃場整備の資料といいますか、受益者の数の資料がちょっとございませんので、ちょっとこれについては午後お知らせをしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりました。そこでこの橋とは関係がある、今45号線から6メートルぐらいの幅員の橋と言いますけれども、大体どの辺にできるのかおわかりでしたら伺いたいと思います。

あとこれ関連になると思うんですけれども、西戸地区、私もたまに夏場、朝トラックに犬と自転車を積んで散歩に行っていたんですけれども、今回の橋の前後の道路がすごく傷んでいるようです。その奥で団地もでき、その陰に何か別の作業の場所もあるみたいで、大きい車がいっぱい通っていた形跡もあり、西戸の道路が傷んでいるようなので、今後立派になる可能性はあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今後残っている橋梁の復旧位置でございますけれども、当時45号線から西戸地区に入るために2本ございました。1つがあつた魚屋さんの向かいのカーブのところの1橋、現在仮設の橋がかかっている場所でございます。それからやはり上流側にもう1本ございまして、新たに新設する場所につきましてはその上流側の位置でございます、ほぼほぼ前に橋梁があつた部分にもう少し広めの橋をかけるという予定になってございます。（「道路が傷んでいるのは」の声あり）それは2つ目の質問だと思つたので、1つ目は橋の位置を教えてくださいとのことでしたので、それが1つ目でございます。

それから道路につきましては、今仮設の道路となつてございますので、それは新しい国道からの橋ができれば、そこのほうがメインの道路になりますので、それまでの間いづれ生活道路でございますので、必要な補修はしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の答弁でわかりました。大体瀬保の口というあたりにできると了解しました。あとそれから今回のこのできる橋の奥、団地のできたあたりも今課長答弁ありましたが、なるべく改修していただきたいと思います。これで終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後12時01分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番佐藤宣明君、9番阿部 建君が着席しております。

日程第15 議案第 85号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第85号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度中橋地区築堤護岸工事に係る請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは議案第85号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の28ページをお開き願います。

工事場所でございますが、志津川字塩入地内外でございます。具体にはさんさん商店街の北西側及びその対岸、震災復興祈念公園予定地の東側でございます。

工事の概要といたしましては、この場所、中橋仮設予定地の左右岸の上下流部の河川の築堤盛土工、両岸の延長171メートル、1万8,600立米、法覆護岸工7,163平米、そしてこの河川の盛土をした上に施工する中橋の左右の端の端部から河川の左右岸の天端にすりつけるアプローチ道路のすりつけ盛土工、両岸の延長347.2メートル、1万8,340立米及び法覆護岸工でございます。

本工事の入札は、先月22日執行されまして、4社が入札に参加、升川建設株式会社が落札、契約保証金は契約金額の10%、前払い金は年度ごとに各年度の支払予定額の50%、工期は32年2月28日にまでとさせていただきます。

29ページには仮契約書の写し、30ページには位置図、31ページには平面図そして標準横断面図を添付しております。

赤色で着色した箇所が施工箇所でございます。左上に平面図、この図面の左側が右岸側、祈

念公園側です。T P 8.7メートルの河川盛土護岸工を110メートルの範囲で行うというもの、加えてその上、2ですね。ちょうど中橋のすりつけ盛土護岸工を189メートルの範囲で行うというものでございます。その対岸、左岸側でございます。区画整理エリア側において河川盛土工、護岸工を61メートルの範囲で行う。加えてその上にすりつけ部でございますが、184.5メートルの範囲で盛土護岸工を行うというものでございます。

この下、標準の横断図でございます。図の向かって左側が左岸側、区画整理エリア側でございます。向かって右側が右岸側、公園側でございます。T P 8.7メートルの天端の上にT P 11.977メートルの高さまで中橋のすりつけ盛土を載せるというものでございます。河川の法勾配は2割5分でございます。

右上の表をごらんください。31年度までの債務負担行為でございます。債務負担行為を設定した工事でございます。金額は各年度の支払い予定額でございます。29年度中には河川のT P 8.7までの盛土工を実施する計画、30年度においてはその上に中橋のすりつけ盛土を行い、沈下が収束したことを確認した後においてこの載荷盛土を一旦取って河川の護岸を河床側、下のほうから張っていくというものでございます。31年度には河川護岸の上の部分の護岸を張って、その後一旦外したすりつけ盛土の土をまた盛り立てて、そこに護岸を張っていくというような工程でございます。なお、この中橋の上部工につきましては、平成27年に詳細設計を行っておりまして、上部工につきましては、今の予定でございますが、12月の議会に予算を諮って、何とかその後契約発注というふうに持っていきたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番。1点だけ伺いたいと思います。この入札参加業者なんですけれども、町内の業者もみえていたようなので、そこで伺いたいのは、今回升川さんが落札したわけなんですけれども、今回この工事を分けて発注することとかはできなかったのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。

まず入札参加業者は応札に参加した業者4社でございます。この金額であれば制限付き一般競争入札の金額でございます。制限付きの一般競争入札を実際行っております。でも参加者

なしということでした。その後町でいろいろ検討させていただきまして、指名に切りかえたというものでございます。議員のご質問は、例えばこの左右岸を分離してというようなご質問かと思うんですけども、実際さまざまな建設業者と意見交換を我々業務をしている中でしたり、あとは管内、県内、町内の建設業者の受注環境とかをいろいろ考えたときに、小さくして2つに分けることが町の工事の進捗といいますか、に資するののかという点については、なかなか技術者の確保が難しい現状においてそう単純なものではないだろうというふうに思っておりました。分けてとかいろいろ考えたんですけども、やはり一定の金額をもって指名競争入札に切りかえてやったほうがいいだろうという判断のもと、応札に参加していただいたのは4社でございますが、実際は指名は9社しております。そのうち4社に参加していただいて、結果として平成28年度に中橋の右岸の下部工を施工した業者でございますが、升川建設が落札ということの結果に至ったというものでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明で大体わかりました。升川建設、確か水尻もやっていたっけ。橋脚のほう。そういったことで橋脚じゃなくてこういった工事もするんだということはわかりましたけれども、そこでできるならば債務負担もあるみたいなので、地元の工事業者にとしたものですから、そういったことで聞いた次第なんですけれども、今回この同時左右発注ということでわかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

この31ページの図面で、河川堤防のことは理解できるんですけども、その上の河川、町道のすりつけなどがありますけれども、この町道のL184メートル、町道の道路になるわけですけども、184メートルというこの長さですね。左岸側のこの図面だとわかりづらいので、位置的なものも含めて防災庁舎の手前何メートルぐらいからとかという、もう少し詳細に位置と、長さは184メートルですけども、具体的にご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご説明申し上げます。

3番議員おっしゃっている184メートルというのは、区画整理側でございます。防災対策庁舎とかがあります祈念公園はすりつけ部の延長は189.7メートルということでございます。

要はこの位置と言われましたので、この平面図の真ん中ですか、ちょっと濃くなっているの

がこれが中橋でございます。濃くど真ん中に入っているのが中橋でございます、今当然上部工はかかっていないんですが、下部工の工事が終わっておりますので、皆さんここに中橋がかかるんだなというのはご理解いただいているのかなと思っております。この橋台の高さが先ほど申しましたように約12メートルでございます。河川堤防の高さが8.7メートルでございます、そこに3メートルほどの高低差が生じるわけでございます。中橋を歩かれた人が河川堤防、人が歩けますので、そこまで歩いてくるときに結局すりつけていくわけです。高さを合わせるように6%でスロープで落としていくわけですね。その延長がこのびろーっとなっているやつなんですけれども、180メートルほどあるというふうに理解いただければと思います。防災対策庁舎の右岸側でございますか、右岸側につきましても防災対策庁舎があるところよりも南側のほうまですりつけの道路は行きます。ただ、ちょっと防対から何メートル南まで行くのやと、今ちょっと資料を持ち合わせていないんですけれども、そういったことでご理解いただければと思います。

○3番（及川幸子君） ありがとうございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 答弁は復興推進課長さんがやられているようですけれども、この入札は建設課でおやりになったのか、直接総務課のほうでやられたんですか。入札は。その指名も総務課のほうで指名委員会を経てそれからやったということですね。であれば質問するんですが、この業者さんの中に制限付き一般競争入札でやろうとしたところ、なかなか業者さんが来なかったと。それで仕方なく指名委員会を設置して指名競争入札という形になったと。その中でこの参加した業者さんを見ると、去年でしたかおとしでしたか、志津川中央団地の造成工事で問題が起きたわけですよ。町としてはURさんに発注をしてURのほうがCMJVというんですか、3社の方々、大手3社に発注という形をとったわけですよ。その3社の中に今回指名した業者がいるわけですよ。あのときは直接私どものほうからURでやって、直接業者さんのほうに入札執行したわけではないけれども、その後URのほうではその3社に対してどのような処分といいますか、やられたのかお話を聞いているのかどうかですね。そういった業者さんを町が指名するということはいかがなものかなと。いいことをしたわけではありませんよ。手抜き工事をしたんですよ、当時。おわかりですね。手抜き工事をした業者を町がさらに指名して入札参加させるということは一体どういうことなのかということなんです。正しいやり方なんではないでしょうか。私はよくないと思いますよ。どういったことでこの指名委員会でお話になったのかどうか。客観的なものの考え方として。そういった

業者さんは1年か2年ぐらいやっぱり指名停止するべきじゃないのかなというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず昨年中央団地の施工不良問題が発生した部分に対する処分の関係でございますが、我々業務委託ということでURのほうと工事の関係、業務の関係で密に連携をとっている関係から、私からまずその処分の関係につきましてご報告をさせていただきます。

本件につきましては昨年の春から夏にかけて町民の方々に大変ご心配とご迷惑をおかけした案件でございます。おかげさまで何とかカバーをとということで、現在中央団地においては全ての宅地を引き渡しをさせていただいて、住宅が建っているという状況でございます。処分の関係でございますが、URからの報告を受けております。URからの報告によりますと、本年2月20日付で発注者たるURとして、受注者である飛島、大豊、三井共同コンサルJVに対して文書による嚴重注意処分という処分を下したと。この処分はJV、ジョイントベンチャーに対する処分であるということで、これに加えて飛島、大豊、三井共同コンサル担当株式会社、それぞれ単社といえますか、それぞれの社に対する処分ではないと。あくまでもJVに対する文書による嚴重注意処分であるという報告をいただいております。私からは以上でございます。

本件につきましては、当然上司たる副町長、総務課長等には速やかに報告をしております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） それでは今報告がありましたとおり、私のほうに報告がございました。その後指名委員会、本事案に対する指名委員会を開催したわけでございますが、その際にはそういう処分でありますので、町としては指名に値するということの判断をさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、復興課長のほうから聞きますと、町からの受注をしたURがCMJV、要するに飛島、大豊、三井がJVの3社でもってJV、1つの大きくくり、ひとくくりというか、そのものに対する嚴重注意処分ということだ。だから副町長の今の答弁だと1つ1つでないんだと。3つまとめて責任があるんだと。1つ1つには責任がないという解釈のように聞こえるんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） そういった分も含めて、いわゆるURから指名停止を受けたとか、あるいはほかの自治体から指名停止を受けたとか、そういった事例には値していませんので、文書による口頭注意というようなことであれば、町として指名停止には当たらないだろうというような判断をさせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そういう理屈も通るでしょう。それは皆さんの考え方でしょけれども、客観的って何度も私言っているんですがね。誰が考えても、理屈はわかりますよ。わかりますが、その施工不良。それも1回でないんだよ、2回だかあった、2カ所。確か。私も現地に何度も行って、足を運んで見て調査して。いろいろと議論もしたわけでありましたが、法的には問題はないかと思いますが、やはりその辺のところは町としても今後注意して、住民の方々はそれをわかっている住民が少ないかと思います。このテレビを通じて、何人の方々が見ているのか。施工不良を起こした業者に町がまた指名して発注させたんだとやと。発注でない、指名だ。そういうふうなことを細かくわかった段階で、住民の方々はどう感じるかということですよ。その辺あたりも客観的に住民の方々がどう捉えるんだろうなということも考えながらの指名も考えなくてはならないのではないのかなと。信用問題にかかわりますからね。そのURがCMJVにある3社に嚴重注意処分をしたと。その3社からさらに、JVからさらに下請けがあったわけですからね。下請け。これは我が町の地元の業者で、常に指名願いが出ていて、常に発注といますかやられている業者だと。その3つのURから嚴重処分を受けた3社が今度は下請けした私どもの地元の業者にどういうふうな処分を下したのか、その辺聞いておりませんか。これ3回目だね、これ。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。

URから嚴重注意処分の文書を、現実ここに着いたものを私は見せられてはいないんですけども、当然責任ある立場の方から責任ある答えとして、文書による嚴重注意処分を行ったということでございますので、今申し上げたところでございます。本件、施工不良に関しましては、当然元請けたるCMJVの下に一次、二次、三次ということで複数の協力業者、いわゆる下請け業者ですね、が入って施工されておったというものでございます。URからその下請け業者に対する処分でございますが、これも確認しておりますが、URに下請け業者から指名願いやり、いわゆる指名願いですね。は出ていないという限りにおいて、本件につ

いては下請けに対する処分はURとしては具体の処分は行ってはいないと。ただ、CMJVにおいて2度とこういうことがないようにということで、当然教育あとは再発の防止の監視の目を強めるとか、例えばあとは職員の適正な配置の転換とかということで、再発防止に努めてまいるとい話をいただいております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第 86号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第86号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第86号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年度志津川保育所建設工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第86号の細部説明をさせていただきます。

志津川保育所、ただいま建設工事を進めてございます。そのうち変更内容は3点ございま

す。議案参考資料の33ページをお開き願いたいと思います。

建物の平面図が載っております。左上に変更概要ということで3点ほど掲載をさせていただいております。1点目が空調設備の変更でございます。2点目がマグネット掲示板の箇所の変更、3点目が物置の形状変更ということになってございます。2点目、3点目につきましては、特に金額の変更は生じてございません。今回95万円ほどが増額になりましたのが、1点目の空調設備に関するものでございます。

昨年12月に戸倉保育所について気仙沼保健福祉事務所の監査指導がございました。その中で指導の指摘事項が1カ所ございまして、それは調理室の温度管理、湿度管理に関するものでございます。調理室、当然子供たちに給食を提供するわけでございますので、衛生管理に十分注意をするという指摘がございました。具体的な内容につきましては、常時調理室の室温を25度以下に保つこと、それから湿度についても80%以下に抑えるようにという内容がございました。これにつきましては、昨年の12月に文書で担当のほうに来てございます。

残念ながら志津川保育所の設計もちょうど12月に終了して、当時入札の準備をしていたというところで、残念ながら当初計画には間に合うことができませんでした。改めてその指摘があったものですから、志津川保育所の調理室の空調関係を精査させていただきました。その結果、当初計画ではどうしてもそれを保てないということで、改めて簡単に言えばエアコンの能力の増強、それに伴いまして電力関係の変更が生じたという内容でございます。その2点におきまして今回95万円の増額となりました。本来設計に当たりましては、当然保健所とも十分な協議を行いながら進めるべきでありましたけれども、その辺が一つ抜けていたということでございますので、あらためてお詫びもしながらご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第 87号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第87号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第87号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度保呂毛橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第87号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は35ページになります。

仮契約書を添付させていただいてございます。ごらんのように工事請負額を4,200万円ほど増額するものでございます。この工事につきましては、3年の債務負担を設定をしております。今年度が完了年度となっております。このため、完了期日の変更はございません。

37ページをお開き願いたいと思います。

上段に平面図、保呂毛橋の位置をお示しをしております。保呂毛橋につきましては、従前の橋の位置と変更はございません。今回変更になる場所は、河川の護岸工事の部分でございます。ご存じのように河川のバック堤につきましては、県が施工するものとなっております。ここに町の工事が入りますと、お互いに工事が錯綜して工事が遅れるということでございますので、バック堤のほうにつきましては県より町が受託をして一括で発注をしております。今回バック堤の延長が中段に記載してございますとおり、それぞれ増となっております。左側が変更前の数字でございまして、右岸工が140メートルのものが141.3メートル、わずかでございますが増。それから左岸工、延長が80メートルのものが100メートルに増とな

っております。これにつきましては、県の工事、町の工事、調整をさせていただいて増となったものでございます。

以上の変更によりまして4,200万円ほどの変更増ということになりました。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 内容については大体今の説明で理解するところですが、延長が伸びたということを今説明の中で県の工事と受託して受けている部分があるんだということですが、長くなった分その県の工事は短くなるんだろうとおもいますが、その金銭的な問題とかはどのように調整するんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然工事量が県の側が少なくなりますから、そこは県のほうで減額をします。その減額した原資をもって町のほうに負担金をいただくという形になります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 先ほど変更内容は長さということでしたが、高さ、断面図もありますけれども、高さについては変更はないということによろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） バック堤の高さについては変更はございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第 88号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第88号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度竹川原橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第88号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の38ページをお開き願いたいと思います。

仮契約書を添付させていただいておりますのでご確認をお願いをしたいと思います。

今回は減額の契約でございます。4,830万円ほどの減額となっております。これにつきましても、橋梁上下部につきましては町の施工、それから河川につきましては本来は県の施工でございますが、これも工事が錯綜するということでございますので、県から受託をしているものでございます。

契約書の表側に記載のとおり、橋梁として約500万円の増、それから河川災害といたしまして5,300万円の減ということで、差し引き4,800万円の減となっております。これにつきましても3年の債務負担を設定させていただいておりますので、平成30年3月23日までの完成工期でございます。これにつきましては、今回変更はございません。

40ページをお開き願いたいと思います。

図面を添付してございます。上段が橋梁に係る部分でございますが、大変小さくて恐縮でございますが、橋梁下部工事の左岸側でございますが、下部工の基礎杭の長さが当初5.5メートルが8メートルに変更になってございます。基礎杭の数は6本でございます。

それから下段が河川に関するものでございます。当初護岸工事を施工するに当たり、仮締切りを矢板で設定をしてございました。しかしながら工事を進めるに当たって、河床を調査したところ、岩が露出している箇所がございまして、矢板の打ち込みが不可能という判断をさ

せていただきました。このため工法変更をして岩が露出している部分につきましては、大型土のうによる仮締切りに変更したという内容でございます。矢板の延長は当初は右岸側が95.7メートル、左岸側が85メートルでございました。変更後につきましては、矢板につきましては右岸側が31.2メートル、左岸側が25.2メートル。土のうにつきましては右岸側が64.5メートル、左岸側が59.8メートルとなっております。これらを精算しますと4,200万円の減ということになってございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第 89号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第89号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第89号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度竹下橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第89号の細部説明をさせていただきます。

今回につきましては、1,900万円ほどの増工となっております。この工事につきましても3年債務の設定をさせていただいています。完成期日は平成30年3月23日は変更ございません。

議案関係参考資料の41ページに仮契約書を添付してございますのでご確認をお願いしたいと思います。

同じく43ページに図面がございますので、お開き願いたいと思います。

今回の変更箇所につきましては、下部工を支えるための基礎杭の長さが増えたとのことです。当初10メートルを想定しておりましたが、実際杭を打ち込んだところ、14.5メートルが必要なことが判明いたしましたので、それに増やしたいということ、それから2点目が下部工の施工に当たり泥掘りをするわけですが、支持地盤がかなり浅いということで、矢板の打ち込みが不可能という判断をさせていただいておりました。しかしながら先ほど杭の延長で申し上げたとおり、支持地盤はかなり深いところにあるということで、矢板の打ち込みが可能となったことから、作業員の安全を考えて矢板に変更してございます。

以上、大きく2点の違いによりまして、1,900万円ほどの増となったわけですが、当然施工前にはボーリング等をして下の支持地盤の調査は行っていますが、なかなか残念ながらその想定どおりにはなっていないということでございます。原因といたしましては、一つは直近の本当に杭を打つ場所でボーリングをしていない部分が若干ずれがあったということ、それから当然川でございまして、現在はかなり安定した河川となっておりますが、かなり長い時間で見ますと豪雨のたびに河川が氾濫し、かなり蛇行していたということがございまして、かなり堆積物の下は浸食が激しいことが予想されています。

それともう1点、荒島に行くときよくわかるんですが、マグマの陥入がされる箇所がございます。これにつきましては、マグマの陥入した跡が見られます。これにつきましては、実は田東山のほうでも見られるということでございますので、町内全般にわたってマグマの陥入があったものです。その際、岩脈または岩床と呼ばれることが発生をしていると。当然板状にマグマが行きますから、そこで通常は地層は水平ですが、垂直の地層が発生をしていると。そこでやわらかい部分とかたい部分が発生しますので、河川が氾濫したときにそのやわらか

い部分が浸食をされ、かたい部分は残っているということで、少し場所が違くと急激にその支持地盤の深さが変わっているだろうということが予想されてございます。たまたま今回の箇所につきましては、そういうことがあったために、杭の長さが実際の当初の設計と違うことが発生したものという想定をされてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
- 1 番後藤伸太郎君。
- 1 番（後藤伸太郎君） 当町の地形も含めてその工法の変更理由についてご説明いただきましたが、大きく分けると2点あるのかなと。杭を深く打たなければいけなくなった。それで深く打つことになったので、掘る工法を変えることができた。どちらがどちらぐらいの金額になるんでしょうか。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） ほぼほぼ半分ずつというふうにご理解いただければと思います。
- 議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。
- 1 番（後藤伸太郎君） 両方とも1,900万円ですから、950万、1,000万ぐらいが両方とも増額という考え方でよろしいですか。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） それで結構です。
- 議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6 番今野雄紀君。
- 6 番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。杭の長さなんですけれども、50センチ長くすることによって、どれぐらいの耐久力というかそういったことを伺いたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 50センチではなくて4メートル50センチだと思うんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。10メートルが14.5メートルでございまして、50センチですと多分計算はできない。
- 6 番（今野雄紀君） その下のほうの図面。
- 建設課長（三浦 孝君） 下のほうは矢板でございまして、当初支持地盤が10メートルありまして、そこに9メートル50なり9メートルのものを打ち込むということになりますと、根入れが確保できないと、打ち込めないんですね、必要な長さ部分が。そういうことですので、ものを変えたという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） なかなか専門的なもので踏み込めない部分もありますけれども、先ほどの説明の中でマグマの状況、変動があったということなんですけれども、それはどのようなものをもとにして、こういう積算になったのか、杭を打たなければならない要因の一つにもなったと思うんですけれども、そういう地核のマグマなどの関係はどういうものを調査して出てきたものなのかご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 南三陸町、かなり地盤が古いと言われていて、堅牢だと言われてございます。それはあくまでも堆積物を除けばの話でございまして、地下にかたい岩盤があることは通常想定できます。その上にあるものが比較的新しい堆積したものでございまして、まだまだ成熟していないといえますか、まだやわらかい部分がございますので、その上に重たい構造物を載せると時間の経過とともに沈下をしております。コンクリート構造物でございまして、沈下をするとそれを防ぐ手立てがないので、あらかじめ堅牢な支持地盤まで杭を打ち込んでそこで構造物を支えるというような今回の工法でございまして、それでそのためには、通常はボーリングをして地下の情報を得るわけでございまして、ここについてもボーリングはしているもので、事前にそれが本来ではわかるはずでございまして、その杭を打つ位置にピンポイントでボーリングをすればということなんです、残念ながらそこはなかなかこの工事でも不可能なことがございまして、今回そこから若干外れてございまして、10メートルも20メートルも外れているわけではございませんので、本来であればそう大きな違いにはならないんですが、先ほど申したのは一つの想定でございまして、確かに荒島ではマグマの陥入した跡が今でも多分見られると思うんですが、ございまして、弘川の河床の、川底ですね。よく見ると赤い岩の中に黒い筋が見える箇所がございまして、その黒い部分が実はマグマの陥入した部分でございまして、普通地層は水平に重なっていきますから水平にできるんですが、マグマの場合は岩脈、板状に垂直に地層ができます。そのとき熱によるいろいろな作用がございまして、どうしてもやわらかい部分とかたい部分が編成されます。そうすると河川が氾濫したときにそのやわらかい部分がどうしても浸食をされるということで、岩盤がどうしても垂直に、こういう形で形成されると。たまたまこの部分に今回この橋台の位置が当たったものというふうに想定はしてございまして、そういう意味での説明です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それは震災の影響ということで解してよろしいのでしょうかね。もともと

と震災前からそういう、ここはそういうデータがあるということで、了解いたしました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第 90号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第90号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第90号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において整備を進めている志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業他業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それではご説明申し上げます。すごい金額でございますので、ちょっと時間をいただいて丁寧にご説明をさせていただきたいと思っております。議案第90号業務委託変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

平成25年11月、都市再生機構URと契約を結び、現在まで業務を進めてまいりました志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業他業務に関して、今般委託契約のもととなる事業計画

の変更認可を本年7月認可を得たということ、また宅地の地権者様や国や県などの関係機関との協議調整がほぼほぼ整いましたことから、今般所要の変更をいたしたいということで議会にご提案したというものでございます。既決の契約金額に17億3,998万8,000円を追加するというものでございます。

議案関係参考資料の44ページ、ごらんくださいませ。

現在実施しております土地区画整理事業の業務の概要でございます。

施工面積につきましては約60ヘクタール、非常に大規模でございます。業務の委託期間につきましては、現時点における認可をいただいている計画期間、期限であります平成30年度末でございます。

細部につきましては、47ページで説明をさせていただきたいと思っております。なお45ページ、46ページには仮契約書の写し、添付してございます。

47ページでございます。

今回変更を予定している業務委託費の内訳について記載してございます。まず区画道路築造費でございます。当初認可をいただいて、当初議会の議決を賜ってスタートした道路計画、これが変更されております。区画道路の延長がふえたことなどによりまして、2億7,800万円の増額でございます。これは当初皆様からの申し出換地をする前の状況で区画線、区画道路を入れていた関係、そして今仮換地指定率が100%ということで、ほぼほぼ地権者様の宅地の位置が決定したという中において、区画道路を入れなければいけない、あとは国道の路体盛土を町の区画整理事業でやったほうが効率的だろうという協議結果等を踏まえたことによる2億7,800万円の増額ということでございます。

続きまして水路の築造費でございます。当初区画整理事業で実施するものとしておりました中央団地の東側に流れております新井田地区の大沢川、これの河川改修工事の一部について国道45号の下、ボックスですね。これにつきまして当初国道との調整が整っておりませんでしたことから区画整理事業でやるということで計画をしておりましたが、国道の下につきましては国道で直轄でやるということになっておりますので、6,900万円の減額。

上水道の既設管の移設でございます。これにつきましては本来全て災害復旧事業で移設等をするのが原則でございますが、平成25年当時水道のいわゆる災害復旧の保留解除がまだできていないと。不測の日数を要するという状況でございました。ただ、いつまでも待ってられないと、ほぼ区画整理事業を早く進めないといけないという中で、区画整理事業でこの移設を実施が何とかできるということで、それでスタートしておりました。その後水道のおか

げで水道の災害復旧で移設ができるという状況になりましたので、それまでの間の工事費用を区画整理事業、その残額について減額と、1億5,200万円するというものでございます。

公共施設の整備費としては4,200万円の増の見込みでございます。

次に整地費についてでございます。区画整理地内の宅地の総面積33.8ヘクタールでございます。60ヘクタールのうち約半分ですね。これは宅地でございます。残りが公共施設と、道路、河川等の公共施設と理解していただければ結構でございます。この33.8ヘクタールの転圧締め固め費用として当初見込んだ額よりも実際はそこまでかかっていないという状況を踏まえまして、4,400万円の減額。

そして工事の雑費でございます。工事に着手して以来4年が経過しております。これまで複数回道路の切り直しを行っております。当初見込んだよりもそういった仮設費が大幅に膨らんでいること、さらに現在工事を実施中でございますが、工事が終わった宅地につきましては引き渡しをいたしております。工事をやっている中で営業をしているという状況でございます。安全性の観点から必要に応じまして仮設のガードレールを設置したり、バリケード等を設置したり、あとは採石を補充したりということ等を結構な頻度で行っております、1億2,500万円の増額でございます。

調査設計には工事の基本計画、基本設計、実施設計、工事発注、施工管理、監督、関係機関との工程調整や国や県、河川などの換地設計等の業務が含まれております。

今回2億2,300万円の増額、この要因といたしましては、国、県道や河川など他事業の計画変更や地権者様からの申し出を踏まえた換地位置や面積の変更による設計変更ですか、等々の費用が当初の見込みよりもかかっているというものでございます。

次のがれきの除去、撤去でございます。今回この資料に当初は0でしたというふうに記載しております。0とありますが実際はやっております。実際当初は25年当時ですね、東の東、まさにこの場所でございますが、ここの造成工事を区画整理に先んじてスタートしております。ここの発生土、その置き場として志津川市街地を想定しておりました。この発生土の処分先の整地を行うという理屈で東の東団地の造成工事の工事費の中で低地部のがれき等の処理を行っておりました。東の東の工事は28年の3月で終了しております。それに引き続いて、ただ全部は取り切れていないということから、区画整理でこの取り切れていない分のがれきの除去費用を交付金を何とかお願いしてつけていただいております。それで現在実施しているというものでございます。

それで今回3億上げている部分につきましては、実は東の東でがれきを撤去した部分につき

ましては、先行整備エリア、観光交流拠点から今水産加工会社が建設をしているエリアにかけて十日町、南町、本浜町、五日町等々南側のエリアについてがれきを処理しました。今回計上しておりますのは、助作方面、そして新井田川の東橋付近から北側エリアの河川のアバット橋台とかピア、あとはアスファルトからあとは建物の基礎等の撤去費の概算でございます。

続きまして二次搬土費用でございます。伊里前地区、清水地区の防集からの発生土を区画整理の盛土材として活用するための費用でございます。二次破碎につきましては、伊里前地区、清水地区の防集から運搬した土砂に含まれる岩、これを盛土材にするために必要な大きさ、10センチですか、100ミリアンダーに破碎するための費用でございます。これら当初の契約に含まれていなかった費用13億9,300万円、今回増額にさせていただきたいというものでございます。

48ページには区画整理事業の箇所図をつけてございます。

49ページには当初契約時点での、25年当時ですね。の土地利用計画図を左側、そして今回の変更計画案を右側に記載してございます。右側の図の中に今回の主な増減費目を凡例として記載してございます。道路延長につきましては、地権者様の仮換地先がほぼ固まったことから、道路の延長が延びております。水路の築造費につきましては、先ほど申したとおり大沢川の護岸工の一部を国道が実施するという調整がついたための減額、緑地につきましては、当初契約後においてランドデザインを反映し、このランドデザインは26年の5月にベイサイドアリーナで披れきをさせていただいたというものでございますが、これを反映してさんさん商店街の南側のエリア、海に向かう通り、我々しおさい通りと呼んでおりますが、これを設置することとしたことなどによりまして、当初計画していた緑地を減とするというものでございます。

がれきの撤去につきましては、被災した河川護岸や橋梁等の撤去費でございます。

50ページには土地の引き渡し予定図を載せてございます。現在平成30年度末の事業計画期間、お尻がどんどん近づいて来ているということもございまして、鋭意工事を加速させていただいております。盛土につきましては、現在90%を超えるところまで進捗をいたしておりますが、地権者様への宅地の引き渡しにつきましては、これからというような状況、まだ3割程度というような状況でございます。

51ページには用途地域図、差し込んでございます。区画整理事業の実施に合わせまして、用途地域の見直しをかけてございます。低地部におきましては、従前用途として住居系の用途

を設定しておりましたが、住居系の用途は廃止、なりわいの場として商工業系の用途を設定をするというふうなものでございます。

52ページ、さんさん商店街の南側に設置する通り、しおさい通りと呼んでおりますが、その通り216メートルの区間、通常黒舗装ではなく市街地のにぎわいを牽引するスペース、場所として車道部につきましてはカラー舗装、歩道部はインターロッキング舗装等を行うというものでございます。本工事につきましては、今年度の後半に実施をする予定でございます。

53ページ、二次搬土、二次破碎のイメージ図を載せてございます。現在旧松原公園や復興祈念公園整備予定地に仮置きしている土砂、岩を助作地区に設置しております破碎ヤードで碎き、新井田川左岸エリアの盛土等に活用するというものでございます。

本土地区画整理事業は、工事のみならず換地調整、用途地域の設定、関係事務者との調整等々、事業の範囲が非常に広がっております。本来もっと前に変更契約を上程するタイミングがあったのではないかとこの任についてずっと思っております。ただ日々さまざまな課題が、これは冗談抜きで毎日発生してございます。その中である程度事業全体の見通しが立った段階で変更をかけることが妥当であろうという判断から、仮換地指定100%、そして国、県との事業調整がほぼ完了した現在にご提案をさせていただいたというものでございます。ただそうは言いながらもこれほど巨額の金額をやった部分もある中で、上げるというタイミングについては大変ちょっと申しわけないという思いも当然ございますが、どうか設計施工一括でとりあえず、とにかく工事を走らせるということで25年11月、議決をいただいて走ってきた現在の状況はこうであるということでご審議に付させていただいたというものでございます。

よろしくご審議お願いいたします。以上です。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

2点ほどお伺いします。

1点目は、しおさい通りもこれから事業の中に入っておりますけれども、ここの通りの人た

ちの了解はもらって換地するみたいですがけれども、ここのしおさい通りの使い方というか、持ち主の方たちの計画というものがどの程度出ているのか、今後の見通しですね。

それとウジエの前後してこのピンクのこの図面で言いますと、ピンクの部分、現在のウジエさんがあるところ、ダイユーエイトさんあたりからの下、旧国道の現在は川になっている部分、あそここのところも盛土をこれからしていくわけですがけれども、大面積になると思います。そしてそこもどのような使用の仕方があるのか、17億かけてそれなりの活用方法が見えているのかその辺と、それからURさんがこの工事を請け負ってやっていますけれども、先ほど同僚議員のほうからもありましたけれども、引き続きこのURさんの工事、下請け工事ですね。そのJV、例えば入りたいという場合、たとえJVであってもそういうふうな中央団地の件でうまくなかったことがありました。そういう業者さんを使ってやっていくのかどうか、その辺町としての考えをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目、しおさい通りでございます。しおさい通りにつきましては、52ページにイメージ図を載せてございますが、あくまでもイメージ図でございます。この道路の両側に軒が連なっているようなイメージ図を描いてございます。現在仮換地指定ということで、宅地ができたならここで営業をとる方々は既に決定をしております。ただ、全部この道路沿いが埋まっているかと、決定しているかというところではなくて、町有地換地の土地もこの沿道沿いにはございます。町が地権者に今現在あるという土地なのかな、でございます。

仮換地の方、指定をされた方と町が今現在この通りを昔の南町のようなにぎわいのあるような通りとして何とか再興したいなということで、そのためにお客さんに多く来ていただくための仕掛けづくりを官民協働で調整会議ということでさせていただいて、もう複数回開催しております。概要を申し上げますと、この通りには電柱は立てないと。電柱は裏配線化ということで、この通りから電柱を取り除こうということで電線事業者と合意をさせていただいております。もう一つ、車道、歩道合わせて10メートルの道路なんですけれども、それぞれの地権者様が1メートルセットバックをしようということで、歩道部分を1メートル実態として広げようということで、歩きやすいような通りにしようとか、あとは歩車道を例えばお祭りとかやるときは警察のほうに協議して通行止めをしてホコ天のような形で使えないかということで、歩車道の高さをレベルにしようとか、いろいろな話をさせていただいております。ひさしをそれぞれそろえましょうかねとか、色合いを皆さん志津川らしいという色合い

かどうかちょっとよくわからないですけれども、できる限り落ち着いた色にしましょうとか、そういった打ち合わせ、調整会議を現在進行形でしているというところまではお話しできるのかなと思っております。

もう1点、ウジエアップルタウンの南側の部分、現在宅地の盛土工事をしております。そこをどういうふうを活用するのかと。これは地権者様から申し出された、今ちょっと手元資料がないんですけれども、申し出がある限りにおいて地権者様がそこでなりわいをという土地になるのかなというふうに思っております。

あとUR、JVの関係でございますが、JVは志津川地区の復興工事の特定目的会社でございますので、今やっている3社JVにさらに1社というのは現実的には多分ないだろうと。ジョイントベンチャーで4社目というのではないだろうというふうに思っております。ただ下請けというような形でJVが下請けに当然出すわけですから、工事をその際に応札の見積もりを提出するといったことで工事に参画をするということは当然に考えられることなのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 丁寧な説明でわかりました。それでこの増額17億入れますと74億という莫大なお金をここに投資、復興予算でありながら投資するわけです。この追加の分といたしましては、今後国のほうに予算要求していくわけだと思いますけれども、今回のこの増額の17億はこれから申請ですよ。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 変更契約するに当たって、当然予算の裏づけがない中で変更契約はできませんので、今回変更をお願いしている金額につきましては、復興交付金の基幹事業及び効果促進事業について既に確保はしております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ここに膨大な金額がかかりますので、ぜひこの旧志津川の新井田から五日町その辺を、志津川のこのイメージ、高さが10メートル以上上がったにせよ、旧志津川のイメージというものが全体にただ上がったというイメージがするわけですが、このような大金をかけてする事業ですので、このかけた分ここが全体的に使用されて元のしおき通りなども震災前の幾らかでも近い状態に盛り上がり町が活性化していくような使われ方をしていくことを望むものです。それによってこの74億というものの効果が出ると思いますので、今後この工事終了が30年、来年だと32年までですか、30年3月31日ですね、あと1年

ありますけれども、この1年、あと1年の期間でこの工事が完了する予定でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 現在当課で処置をしている工事のエリア、高台ほぼほぼ終わりましたが、志津川地区は約50ヘクタールを超えています。下が60ヘクタール、合わせれば110ヘクタール、そして祈念公園側も入れればそれをさらに超えていく工事をこれまで5年間で高台については何とか住宅が建てられるような状況までまいりました。ただ低地部、これから低地部だぞというのは部下とも話をしているんですけれども、国道、河川、防潮堤、JR、ほか電線事業者含めてさまざまな工事が復旧、復興工事を現在進行形でやっております。そうした中で30年度まであと1年半と、大丈夫かというご質問と理解をしてご答弁申し上げるんですが、現在の見通しとしては過日の一般質問でも、町長ご答弁申し上げましたが、志中大橋、そして中橋、そしてみなと橋、いわゆる橋の周りにつきましては、どうしても橋の工事との調整がありますので、ほぼほぼ町有地なんですけれども、換地先が。どうしても30年度を若干またぐだろうというような見通しを立ててございます。ただ、6月にもお話をさせていただきましたが、33.8ヘクタールの宅地のうち民有地、地権者様、民間の方が持つ宅地につきましては、何とか30年度中に換地処分、要はその方の名義に土地を書きかえるということでございますが、それはマストということでURにもきつく伝えておりますし、我々も30年度末、あと1年半後には皆様にちゃんと登記簿に土地が載るというのを目指してやりましょうということでやっております。ただ繰り返しますが、橋の周りの部分につきましては、若干30年度をオーバーしてしまうというような可能性を今検討しております。

あとただ上がっただけという話もございましたが、平均10メートルまで盛りますよということでやっている土地でございます。ただ従前と違いまして、住宅が建てられないというのが一番震災前と違う土地利用でございます。住宅を建てないあの土地に、60ヘクタールに何とかにぎわいをということで、工事だけではなくて土地利用をされる方のマッチングとか誘致等々そういった部分でも実は汗をかいておりますので、何とか形にするように頑張っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今回もURにお願いするんですけれども、前回の中央団地の問題に関してさまざまな再発防止対策をとるということでしたけれども、現在それがきちんと行われているのかどうか、その辺町のほうとしてチェックしているのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。

中央団地の施工不良問題を受けまして、議会の特別委員会、確か3回させていただきました。1回目が事実の報告、そして2回目が中間報告、そして3回目に再発防止策を皆様委員の前で説明をさせていただいたというものでございます。具体には要は何で起きたのかという原因を追及した結果、要は元請会社の3社JVの管理監督が行き届いていなかったということ、そしてURの要は管理及び検査が不徹底だったということ、あとはあるあるなんですけれども、いずれヒューマンエラーだということでもございました。再発防止につきましては、現在もおりますけれども、品質管理を担当する職員を1名増加をしまして、それ専従でCMJVにおいて1人そのための品質管理を徹底するためだけの職員を現在も1人配置をしております。加えてこれまで形骸化しがちな月1回の現場の安全講習会とか、毎日繰り返しているいわゆるKYと言うんですけれども、危険予知についても具体の課題を出しながら実効性あるような取り組みをしているというところでもございます。現在高台がほぼほぼ終了しておりますして低地部に移っておりますが、類似同様の案件は発生していないということでもございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 30年に終わらせるという、31年の3月、業務委託。変更増額ということで17億何がし、大変な金額で我々も今ここで20分30分説明を受けて、全てのものを把握してああいいでしょうということになるかと思うんですが、そういう中で質問に入るわけですが、中身については私どももよくわかりません。ここに掲載された数字あるいは図面、これで判断するしかないわけです。果たしてこれは本当なのかという問題なんですね。我々はチェック機能として。信用できるのかということになってくるわけですよ。相手が特にURですから。前にも今課長が3回特別委員会開いていろいろな調査もしたということで、はっきり言って信用のならない相手、なぜそんなところに出したんだということになるんですけどもね。議会の議決得たでしょうということになってくるんです。ですから我々もそのチェック機関として責任を持たなければならないわけでありまして。そこで質問するんですが、そのCMJVの関係、先ほど3社になっていたんですけども、これまでね。1社ぐらい足されるんじゃないかみたいな話もあった。それは私どもの知るところではない。要するにURさんがやるわけですからね。このCMJVは3社というのはどこだったっけね。どこの業者、名前だったべね。JVの業者の名前。

それからいろいろな項目にわたってのそれぞれの変更増減ということで17億4,000万円の内訳が書かれておりますが、その中でがれき撤去、まちづくり加速化事業と二次搬土というんですか、二次破碎とあって、それが大きな要因になっているのかなというふうに思っております。その上のほうに調査設計というのがありますね。2億2,000万。設計で2億2,000万のプラスというと、結構な設計変更なのかなという思いがするわけですよ。設計ですから何という業者なのか、その細かいところまで私どもわからないわけなんですね。それは多分そのJVがまた下請けといたしますか、出してその下請けが何段階ぐらいあるのか。要するにURが町から委託を受けて、大手がやっているわけですね。その大手から協力業者という形でいるわけですね。それでだんだんに地元の業者というほうに落ちてくるわけですが、何段階ぐらいに落ちてくるのか。国のほうではその復興事業に関しては余り孫とかひ孫までやるなという指導があったわけですよ。下請けぐらいならいいと。それを孫とかひ孫までに下げるなよという確かな指導で、この復興事業がやられているという私は解釈をしているんですが、その辺のチェックというのがどこで誰がやっているのか。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 17億の増額です。巨額でございます。確かにこの5、6枚の資料で全部理解しろというのはむちゃな話でございます。ただそうかと言いながらかなかこの4年半ですか、の変更、複数回の変更を資料化するというのはなかなか難しいところで、というのは当然議員ご理解いただけるものだと思います。

信用できるのかというところのまず1点目でございますが、当然私もともと事務屋の場所でございますが、4月に宮城県の土木部からばりばりの職員、課長補佐として来ております。両課係長7年目、6年目の係長、その下におります。このとおりの私性格ですので、余り信用しないほうなので、申しわけないですけれども何十時間もURが嫌がるぐらい何度も大量の資料を出させて、うちの職員も嫌がるぐらい全部チェックをさせました。その中で単純に認めたわけではございません。当初の見方が甘かったんじゃないのかと。そもそも当初だめなんだよ、これと。というようなのが複数点ございました。それを今回是正するのねというぎりぎりの嫌な役なんですけれども、をさせていただいたというのが一つ。そして今回のこの変更契約額は、国の変更認可、国の事業認可も金額も含めて認可をいただいているということで、一定の国のチェック、そして財源である復興交付金、これも当然大変な説明の苦勞をした上で全部あら探しのようなチェックを受けた上で、全部何とかつけていただいているという会議において、金額としては私担当課長でこう言うのが非常に申しわけないですけれど

も、全部何万項目チェックはできておりませんが、そういった複数のチェックの中で積み上がってきた数字というのは言えるのかなというのが一つ。

そして続いてCMJVの業者の名前というお話でございました。先ほども申しましたが、飛鳥建設、大豊建設、三井共同建設コンサルタントの3社のジョイントベンチャーでございます。

調査設計、大変な金額2億、結構でかくございます。ざっくりなんですけれども、何ふえたのやという部分でございますが、新井田橋、こちらから行きますとあとJRのオーバークラスを過ぎたあたりに橋梁を当初みておりませんでした、これ橋梁をつける必要が当初発注後に出てきたというのが一つ。そしてあともう一つは大変雑駁な話になるんですけれども、当初、現在宅地の区画、民地、町有地換地含めて400画地でございます。400の宅地を整備をします。じゃあ地権者が400人かというそうではないんですけれども、1人で複数筆持つ方もいらっしゃいます。この400区画、画地に決まるまで実は多い人では10回も20回も図面を描き直しているわけです。何度も説明をして道路どこさ入るの。隣の形状はどうなのやというので、何度も何度も描き直す手間暇、人件費も含めてそういうのが膨大でございます。通常の発注方式ですと総額をどんと契約してあとは回数少なければ利益になるだろうし、回数多ければみたいな話なんでしょうけれども、今回オープンブック方式ということで、かかった経費につきましては、全てURがチェックをしてお支払いをするというやり方でございますので、こういった部分も実費の積み上げということが通常の設計とは違うのかなというふうに思っております。

設計業務につきましては、先ほど申しました3社JVのコンサルが親でやっております。ただ、その下に下請けが何社というのまでは申しわけございません、聴取しておりません。ただ当然に労力のかかる仕事でございますので、下請け等が入っているのかなとは思っております。

あと下請けの関係ですね、工事の関係で申しますと、CMJVの下に複数の工事、CMJVとURの工事請負契約は複数結んでおります。実は私も気になったところがありまして、下請け何社使っているのと、何次まであるのというのは4月、この任についてちょっと確認をURにさせていただきましたところ、復興工事は極力使わない方針だよという話が先ほどございましたが、私済みません、まだ不勉強でそこまでちょっと頭に入っていないですけれども、実態としては4次、多い工事では4次までございます。参考までに一番多いときでその協力会社の人は何人この現場、志津川で1日何人作業しているんだというのも確認をしてご

ざいます。多いときは平成27年度ですかね、がピークでございましたが約290人ほど稼いでおったと。今も250人オーダーで事業に参加、汗をかいていただいているというのが実態でございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますとURのほうからCMJV、下請けというか委託した3社のお名前が挙がりました。この3社も志津川の中央団地でその施工不良、私何度もいかさま工事だと言っているんですが、それをおやりになったその3社。同じ業者がさらにまたこの志津川の復興事業にかかわってきたということのようであります。4次の下請けまで課長はわかっているというようなお話ですが、果たしてそれでいいのかどうか。いいということをやっているんでしょ。私の認識ではこの復興事業に関しては、確かに孫までしか認められなかったのではないかなという認識でいるんですけれども、今、確か私の記憶ですからね。確実に法律とかそういうのを見て言っているわけじゃないので、果たして4次まで大丈夫なのか。その4次というお話ですけれども、それはURのほうにCMJVのほうから上がって申請なり報告なりしているので確認ということなんでしょうか。であれば間違いないところだと思うので、果たしてそれでやれるのかどうかということも確認をね。今私もここで自信がないんです。資料もありませんから。確認をしてもらわないとまずいなと思います。

それから先ほどちょっとその前の議案のときに、指名競争入札にこの中央団地で施工不良を起こした業者がまた入っていると。その指名の関係はどうなんだという話をしたところ、非常に気になった話だったので今話すんですが、副町長、どこの市町村でも指名停止にしているということで我が町もしなかったという内容のお話ですが、この業者どこの町でもそういった施工不良をやっていたんですか。どこの町でもこの業者が施工不良をやっている指名停止にできなかったというのであれば私どもの町も指名停止というかしなくてもいいわけですけれどもね。問題のない市町村が指名するのは当たり前ですよ。その辺どういうふうなことでそういう話をしたのかちょっと理解に悩むのでその辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 以前にも確か申し上げた記憶があるんですが、指名停止というような案件については町の審査委員会の中でいろいろ議論するんですが、今回の発注元そのものについてはあくまでURだと。ですから町が発注元ではないというようにございまして、それに対して町が最初に裁定を下すというようなことはまずあり得ないと。

それから他市町において例えば指名停止があった、あるいは県、国において指名停止があっ

たというようなことについては、全て情報がこちらに入っておりますので、ですからほかの自治体あるいは県、国の工事においてもそういう指名停止は確認されていないと。そのため今回については指名停止というような措置は一切とらなかったというようなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 4次まで大丈夫かどうかということについてはなお確認の上報告をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

ただいま下請けの話も出ました。それで私こんな大変な思いで上程している課長の仕事ぶりというか、この場で見させていただいたわけなんですけれども、私は角度を変えまして、今回のこの17億4,000万の追加。震災から6年過ぎているわけなんですけれども、これ地元経済への波及効果というんですか、そういったやつは誰に聞けばいいのかわからないですけれども、どれぐらいあるのか。もし復興に関して儲けうんぬんは不謹慎かもしれませんが、ここまで6年以上過ぎてきているわけですので、17億4,000万URに仕事が行って、果たして地元どれぐらいの還元というか利益、儲けが落ちるのか、大体でよろしいですわかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。

先ほど14番議員へのご質問でもお答えをさせていただきましたが、復興工事関係者といえは約今現在作業員200人オーバーいます。CMJVの要は設計監督、監督側の人間が70人ぐらいおるんです。現場事務所、町内に2カ所ございます。これURCMと毎週1回課題を共有する会議を開いているんですけれども、そういった中で終わったあとに、ところで昼飯どうしているのやと、買い物どこでやっているのやという話とかも雑談の中で当然させていただきます。当然町内だよなという話をしますと、当然もちろんですという言葉が即答で返ってきます。どこまで本当なのかわかりませんが、そういった部分で要は下請けも含めて町内を極力当然使うというのが一つ。

そしてあと下請けなんですけれども、6月に確か2番議員のご質問の回答として、1次下請け、町内業者、これまで11社使っているというのは答弁させていただいた記憶がございます。そういった関係でも復興交付金が町内の建設会社、あとは建設関連会社に仕事の対価として

行っている部分はあるんだろうというふうには思います。ただ、それ以外の波及効果についてはちょっと私、現場担当なものでそれ以外の部分についてはちょっと知恵がないもので、どなたかに回答していただきたいなと思っています。以上です。

○議長（星 喜美男君） 誰か答弁ありますか。なければ。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） いつも6番議員からはこの大きな復興によって経済への波及効果と、これまでも何度かご質問いただいておりますが、なかなか個別具体なところまで幾らというのは、我々の知る余地はないといえますか、権限がまずないものですから、ただ、法人税とかそういったものへの反映とかというのはあるとは思いますが、工事ごとに一般管理費とかそういう請負業者にとってのうまみの部分というのがあると思いますので、そういったところをじっくりと見ていけばそれはわかると思うんですが、ただそれにしても元請け、下請け、孫請けによって率が全く違うということもございますので、なかなかその経済への波及効果を捕捉するというのは現状は難しいかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） いつも私こういった場で経済の波及効果ということで、以前も確か商店街の売り上げは税収幾らだとかそういう質問をした経緯もありますけれども、私今の答弁なんですけれども、例えば課長のほうで町内でお昼ということもありましたが、そのお昼も例えばコンビニ等で買うとその利益はほとんど東京に行ってしまうと、私そういう理屈で捉えているんですけれども、それはそれとして、今企画課長のほうからそういったことを調べる権限がないという答弁がありましたけれども、いろいろ私が思うにはそういった経済の波及効果がある程度分析というか、できるぐらいの何かそういう分析していくというぐらいの考えというか、あれも私は必要だと思います。例えば今簡単に言いましたけれども、例えばダンプの運転手が町内で何割ぐらいが町内のダンプの運転手だとか、いろいろなそういう細かいといえれば細かいんですけれども、今こういった細かいことを言っても復興第一でそういったことには余力を注げないというんでしたらそれでわかるんですが、そういったことも研究というか分析していかないと、今後のいろいろな復興後の経済の見通しというんですか。そういったやつも重要だと思うので、今のうちからそういった分析等をする必要があると思うんですが、今後の見通しその他の考えとしてどのような考えをお持ちなのか、答えられる方お願いしたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほど申したとおり、法人それぞれごとの潤い方といえますか、そ

れからそこで働いている方々への所得としての反映の仕方とか、いろいろなやはりその見方はあると思うんですけども、権限がないと申しましたのは、そういう個人あるいは法人の経済の中まで見るという簡単な権限はないという意味で申し上げたつもりであります。税務署に行けばわかるのではないかとと言っても、我々は税務署には行けません。行ってもそれを見ることはできないというルールがありますので、ただいずれ昨日も全員協議会で住民税の話がありましたが、そういう町税の反映とかそれから国保税の反映、そういったものでこの復興の期間中に、町民にあるいは町内の経済への波及が何となくはわかる 때가来るかと思うんですけども、町としてその経済波及効果を捉えるために何か動くことは現在考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で大体わかりました。そこで私が思うには、今回URへの増額17億。せめて1億ぐらいは経済波及効果が直接として、その何%かが税収への波及というか、上乘せになるかということをお望みしているんですが、そういった方向になるかどうか、わからなければ答弁はいいです。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 17億のうち1割、1億7,000万でもというお話でございましたが、実際に施工業者、3社JVは基本的にはダンプとか資機材とか作業員を抱えていなく、ゼネコンですね。要は協力会社をして工事を進めていくという状態でございます。先ほど私申しましたが、平成25年の8月から去年の3月までのデータとして私の手元にあるのが、先ほど11社、1次下請け11社、これまでJVのもとで町内企業がという話をさせていただきましたが、この金額が約23億円という請負金額でございます。そういった観点から一定程度の当然CMJVがURに復興工事の業者として選定された理由の一つとして、地元企業を優先的に活用するという項目がございます。基本的に町内業者でもできると想定される工事については、まずもって町内業者を当たると。それでいない場合について県内、そしてそれでもなかなかいろいろ合わないという場合はまた県外まで広げていくということで工事業者を決定するというプロセスがあるようでございますので、そういった中で1社でも多くの町内企業がこの志津川の復興工事に参画していただけることを私は願っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点だけお伺いいたします。

先ほどの説明では増工分ですね、工事をしなければいけなくなったという分で増額理由を説

明いただいた面が大きいのかなと思いますが、一方で工事の単価であるとか人件費であるとかがどんどん上昇して行っているという社会的背景もあると思いますが、その点に関しては今回のこの議案とは関係ない場所でまた出てくる案件なのかどうなのかお答えください。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 今回ご提案申し上げている17億何がしにつきましては、仮契約書をつけてございますが、概算の契約でございます。概算金額としての契約でございます。議員ご質問の件は、多分いわゆるスライド条項等々の適用、それが反映された金額なのかというご質問と理解してご答弁申し上げます。

今回のこの概算契約、当初契約においてはちょっと専門的になったらごめんなさい、当初諸経費は約5割ということで、当初契約を結んでおりました。その後労務費、資材費、あとは機械の損料等々が非常に被災地において高騰をしてきたということで、復興交付金の獲得に当たりましては諸経費を60%ということで、復興交付金、裏財源ですね。確保しております。ただ、実際はどうなのかと。実際平成25年度から26、27、28と現在29年度ということで、賃金あとは資材のいわゆる物価ですね。物価高騰がどの程度なのかという部分の詳細につきましては、この概算契約で個別に反映はいたすことができておりません。参考までにURのほうで当然調査してございますが、物価の物当率、概算の物当率でございます。労務費、資材費、機械の損料合わせてのレベルでございますが、アベレージでございますが、平成25年度を100とした場合、平成26年度では8%増、平成27年度では12%、平成28年度では25年度に比して約15%物価が上昇しているという数字がございます。これを現在の契約金額に単純に当てはめると、さらに要は経費が実際はかかっているんじゃないのという部分について、現在復興庁と交付金がどこまで必要なのやという部分の詰めをこれからさせていただくというところでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第 91号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第21、議案第91号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第91号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において整備を進めている志津川西地区防災集団移転促進事業他業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは議案第91号志津川西地区防災集団移転促進事業他業務委託に関して細部説明をさせていただきます。

本議案も平成25年11月、URと契約を結び業務を進めてまいりました志津川西地区防災集団移転促進事業他業務に関しまして、所要の変更をしたいため、議会の議決を賜りたいというものでございます。

既決の契約金額に2億9,147万400円追加するというものでございます。

議案関係参考資料の54ページをお開き願います。

志津川西地区の業務の概要でございます。志津川西地区の防集事業は志津川高校の北側の東団地、そして旭ヶ丘団地の西側の志津川西団地、西の西と我々呼んでおりますが、この2カ所の整備でございます。

整備面積は約8.7ヘクタール、当該地区の整備に関する調査、基本計画の作成、基本設計、実施設計、そして敷地の造成工事、道路工事、地区内の公園工事、水道工事、さらには工事を進めるに際し必要となる仮設工、そして周辺工事との調整等々、業務の内容は複雑多岐にわたっております。そうしたことから本業務に関しましては工事の発注業務や工事の管理監

督、さらには国、県、関係事業者との協議調整といった業務等に関し、URにこれを委託しておるといふものでございます。

57ページをお開きください。

今般の変更契約の主な概要についてご説明申し上げます。

まず造成費の準備・仮設工についてであります。備考欄にも書いてございますが、志津川の西団地の西地区、旭ヶ丘団地の西側奥ですね。に西団地に配水する水道管の復旧工事、本復旧は田尻畑のほうから水道を本復旧するという計画でございましたが、これがなかなか追いつかないと。団地の生活、建築に追いつかないという状況から、仮設の給水管、レンタル管を860メートル布設する必要があります。また、土砂の搬出路、町道田尻畑線、これをダンプトラックを使ったんでございます。当然旭ヶ丘の団地の中はダンプトラックが通れないということで、そちらを使ったんですが、狭隘な道路でございましたため、待避スペースを22カ所設ける必要が生じたことなどによりまして、約1億1,000万円の増額。

土工、切土工についてでございますが、当初ボーリングによる土質調査の結果、相当程度の量の中硬岩があると想定をいたしておりましたが、実際に掘削し岩を判定するシートがございまして。に基づいて判定した結果、亀裂や切離などの状況から中硬岩ではなく、軟岩、細かく言えば軟岩の2と判定される岩が相当量ありましたことなどにより、いわゆる土質の変更に起因する掘削積み込み経費の減額で5億6,500万円の減でございます。そして発生土運搬経費が1億4,900万円の増でございます。これは当初西地区の発生土70万立米ほどでございますが、これを八幡川の右岸側の、この発注当時は祈念公園の面積をもっと広く考えておりました。6ヘクタール以上考えておりましたが、そこに搬出をしようと想定しておりましたが、実際はなかなか公園エリアも縮小されたということ、そして搬出先がなかなかないという中において実際は志津川市街地のほうまで搬出をせざるを得なかったということ等々で増額になってございます。

その他造成費4億8,100万円の増でございます。この要因は当初岩の破碎方法として現場が高校に近接しているということから、騒音を極力出さない、振動を極力出さないような工法ということで、大型ブレイカーは使わずにリッパーのみで施工を計画していたということがあります。しかしながら掘削を進めていく中で、リッパーだけではなかなか、ちょっと言葉は適当ではないですけれども、はかいかないと。とつてもとつてもいつになったらというような状況でございまして、町に協議がございまして、高校のほうにもご理解を、当然そんなむちゃくちゃ大きな騒音は出さないんですけれども、大型ブレイカーや大型の削工機、これ

を使ってやらなければなかなか宅地の引き渡し時期、皆様にご説明している時期をクリアできないという状況に直面したため、これを実施させていただきました。そういった関係で工事費用が増工したというものでございます。

道路整備につきましては、8,800万円の増でございます。これは当初の契約締結時に区画道路の延長に遺産があったということが今回の変更で明らかになりました。図面をあとで見ていただくとわかるんですけども、変更前と変更後の対照した図面が59ページに載せてあるんですけども、私これ見た段階で全然道路の延長ふえてないべっちゃというふうに私はすぐ思いまして、何でという話をしましたところ、URとしても再度チェックをしたところ、実際変更前は2.4キロメートルとすべきであったのを、1,240メートルと見込んでおりました。ただ今回の変更に関する精査でそれが判明しましたので、それを今回是正をさせていただきたいと。これどう説明しようかなと思ったんですけども、私は正直にご説明をしたほうがいいだろうということで、今説明をさせていただいております。

また公園緑地につきましては、西団地の西の東ですね、高校に隣接している西の東団地から旭ヶ丘団地に下りるところの階段等々を設置したことによりまして、1,400万円の増額でございます。

これ以外にも細かい変更は多々ございました。何分本業務がスピード感を重視した設計施工一括方式ということで実施されているという性格から、契約後において当初の計画に変更が生じたものでございます。ただ本業務に関しましては、実際当初走り出したときは89区画でございましたが、70区画で整備がされております。こういった段階で一度変更なりをかけるタイミングがあったのかなとも思っております。

なお現場の工事自体はほぼ終了しておりまして、本来であれば今般の議会には精算という形で変更契約を提案したいところではございましたが、URとCMJVの工事の精算に関する事務が、先ほど申しましたがオープnbック方式ということで、全部経費を積み上げるということで、非常に労力がかかりますことから、最終的な精算に基づくいわゆる確定契約につきましては、URから町に協議があり次第これに対応したいというふうに考えております。

58ページには位置図、59ページには計画図、添付してございますのでお目通し願います。

以上で説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第 92号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第22、議案第92号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第92号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において整備を進めている志津川復興拠点連絡道路等整備事業他業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは議案第92号業務委託変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

平成25年11月、これも同時期でございます。URと契約を結び業務を進めてまいりました志津川復興拠点連絡道路等整備事業他業務に関しまして、関係事業者間の調整の大枠がほぼほぼとまってまいりまして、完成時期が見通せる状況になってまいりましたことから、今般所要の変更をしたいため、議会の議決を賜りたいというものでございます。

既決の契約金額に7億5,820万3,200円追加というものでございます。

議案関係参考資料の60ページをごらんください。

業務の概要でございます。まず本業務は、志津川地区の高台東、中央、西、この3団地を結ぶ約2.4キロメートル、幅員約12メートルの復興拠点連絡道路と志津川そして新井田川の左岸付近の天王前地区と仮設の役場庁舎、9月3日ここに移転する前の役場庁舎、現在の第二庁舎があった付近までをつなぐ約600メートル、幅員9メートルの高台避難道路の2つの道路整備事業につきまして、計画策定から基本設計、実施設計、工事発注、管理監督、関係機関との調整などの一連の業務をURに委託しているというものでございます。

61ページには仮契約書の写しを添付してございます。

工期に関しましては本変更契約において、連絡道路工事におきまして周辺工事との調整、具体には国道398号との工事調整及び仮設住宅、沼田の第1期仮設住宅の撤去時期等々との見通し、調整に時間がかかる見通しでございますことから、業務委託の期間を平成30年度末まで延ばすということとしております。

63ページをごらんくださいませ。

今般の変更契約の主な概要につきましてご説明申し上げます。

まず復興拠点連絡道路についてでございます。仮設工におきまして、志津川中学校南側の仮設道路の切り回しを複数回、これまで4回切り回しております。今後もさらに1回切り回す予定でございます。これによりまして、また仮設のガードレールやそのリース料や、交通誘導員などにかかる経費が当初よりも増工しているということなどから、1億8,500万円の増。切土工につきましては、防集団地、東地区の北工区というのがございます。現在14区画整備をして住宅、もう住んでおられる方もいるんですが、これが発注したときは意向調査を踏まえての発注なんです、現在10数宅地ですが、90宅地ございました。90が10幾つに減っているということでございます。これはこの連絡道路に隣接する形で防集団地を整備しようということでございましたので、それが規模縮小ということで整備戸数を縮小したことによりまして、防集団地で防集団地を押さえるための法面と位置づけた部分を道路事業、連絡道路の事業で切土法面を造成しなければならないということになりましたので、そういった増工などから切土量が増大しております。しかしその一方で、この切った土を場内で、いわゆる個分担をしながら盛土等に使おうというふうに計画をしておったんですが、実際はそういった仮置きをせずに直接道路工事の盛土作業や区画整備エリアの盛土材としてストレートに区画整備エリアに出すことができたことなどによりまして、この部分の工事費全体としては2,900万円の減でございます。

盛土工につきましては、若干道路線形を見直したことで、これはあそこに砂防堰堤、砂防エ

リアが南側にございます。砂防堰堤もございますが、その砂防エリアを当初の計画だと踏んづけていたと。砂防エリアにかかっているような線形でございましたが、その後宮城県と協議をした結果、やはり砂防エリアを道路区間とする限りにおいては代替の砂防施設が必要でということ等がございましたので、それをやると工事費、あとは期間等々がかかるということで、北側に線形を若干振ったりというような変更をしております。加えて盛土の増工の要因のもう1つは、中央団地の北側に走っている連絡道路のさらにその北、沢部がございますが、この部分につきまして、当初は沢を盛土をするという計画はございませんでしたが、地権者様と発注後協議をした結果、そこは売らないと逆に使い勝手が非常に悪いということなので盛土を造成協力としてやるという決定をしたという部分等もございまして、5,900万円の増でございます。

発生土の運搬工につきましては、先ほど申し上げました東団地北工区の縮小によりまして、建設発生土の区画整理事業エリアへの運搬料が8万5,500立米ほどふえたことによりまして、7,500万円の増。

その他造成費の主なものといたしましては、道路法面工の増でございます。先ほど申しましたように東の北工区の規模縮小によりまして、結果道路法面の面積が約4ヘクタールふえてございます。その影響で2億1,000万円の増でございます。

橋梁工についてでございます。今般新しく新設する志中大橋の基礎杭の杭の長さ、杭長が当初の計画よりも長くなったこと、また当初の見込みよりも施工費用がアップしていることなども加味し、1億3,500万円の増でございます。何で長くなったんだという点でございますが、当初計画したときの杭長の長さはジャストではなくて河川のアバット、橋台ですね、を設置するジャストポイントではなくて、近傍のボーリングデータを使ってやっておりました。今般実際アバットを施工するに当たりまして、実際にジャストポイントでボーリング調査をした結果、いわゆるエイジ50以上の支持層ですか、それがもっと深いところにあるということとで杭長を長くしたものでございます。

次に、高台避難道路についてでございます。

準備工、仮設防災工において、流木の伐採処分費の増等によりまして4,600万円の増でございます。これも私、何でこんなにふえるのかという話は当然確認をさせていただきまして、当初現地調査、毎木調査とか樹種の調査をしたのかという確認もさせていただきましたが、当初発注段階では図上であってのみということで、実際は現地調査まではしない中での動き出しであったということございまして。実際ふえているのは何というのを確認しましたとこ

ろ、当初と違うのは抜根処理土、要は根っこの部分ですね、が当初見込んだよりも大幅にふえていると、量ですね。というような確認をさせていただいております。そして道路、土工、盛土工におきましては、道路線形の見直しに伴いまして、盛土箇所がふえてございます。これも先ほどと同じように砂防エリアが道路の南側でございます。当初の計画では砂防エリアにかかるような線形を考えておりましたが、発注後動き出した後に宮城県と協議したところ、やはり北側に振ることが工事の完成時期、経費を考えていいだろうということで、北側に線形を若干振ってございます。そういったことによりまして1,700万円の増でございます。

擁壁工の減につきましても同様でございます。当初、砂防エリアに係る道路の法尻の部分は擁壁でと考えておりましたが、これを北側に振ったことにより、土羽でということ施工しておりますので、盛土工がふえたというものでございます。

ほかにも変更内容は多々ございます。が、以上が主な変更の内容でございます。

なお復興拠点連絡道路の東団地の北側から要は沼田のコミュニティセンターのあたりから国道45号への接続につきましては、来年の4月を予定しております。そして志津川中学校の西側、国道398号との交差部につきましては、国道398号の本設道路が完成した後、この完成は県の土木事務所からの話によりますと、来年の6月を予定しているということでございます。この6月に本線が開通した以降に現在の仮設道路を撤去し、西団地につなぐ連絡道路をつくっていくということになりますので、当該区間の完成は平成30年度の後半になる見込みを立ててございます。

高台避難道路につきましては、ほぼほぼ完成している状況ではございますが、区画整理事業において現在施工しております天王前橋と呼んでおりますが、から国道45号に接続する区画道路及び橋梁につきましては、来年3月末の完成を目指して工事を進めているところでございます。

64ページには位置図、65ページには平面図、標準断面図、添付してございます。お目通し願います。

以上で説明を終わります。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
3番及川幸子君。
- 3番（及川幸子君） 大変丁寧なご説明ご苦労さまでした。お疲れのことと思いますけれども1点だけ伺いたします。

この工事の概要では直接かかわることではないんですけれども、先ほどのただいまの説明で

来年6月に398との西団地に行く道路が来年6月の完成ということなんですけれども、ただいまあそここのところに交差点があります。そうすると戸倉のほうから来ると、大きく回るとガードレールがないんですよ。回るちょうど交差点の川沿い、川の上には。非常にあそこが危険箇所だなど思っているところがございます。その点について何か苦情か、大きなトラックなんか回るのにガードレールがないので、川に下りていくような、そんな感じがいたしますので、その辺ガードレールの設置か何か要望ができないのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません、駆け足の説明でちょっとうまく伝わっていなかったのかなと思いますが、国道398号は現在旧志中大橋ですね、を使って接続している398号でございますが、あの部分が仮設の道路になってございます。本設の道路はもっと河川の河川寄りに本線がもっと真っ直ぐになってできる予定でございます。それがその国道398号、そして志中大橋、新志中大橋ですね、が完成するのが来年の6月を目標に宮城県、そして我々、橋をかける工事を担当している者は頑張っていくというものです。その橋と新398といいますか、それができた後に現在の迂回路、仮設道路を剥がしてその部分に西の旭ヶ丘の方が西団地に上がっていくあの道路を通行止めにして、剥がしてから工事をするということなので、その部分の連絡道路の完成は結局6月以降しかできないわけですから、30年度末にちょっとなっちゃうのかなというのが1点でございます。

あと仮設のそのガードレール等々につきましては、ちょっとざっくりした回答をするのも大変申しわけないので、あとで現場をしっかりと確認させていただいた上で対応を検討させていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第23、議案第93号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第93号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した南三陸町学校給食センターの災害復旧事業における厨房備品の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、議案第93号に係る細部説明をさせていただきます。

議案関係資料66ページをお開きいただきたいと思います。

業務名は、平成29年度南三陸町学校給食センター災害復旧事業厨房内設備用備品購入でございます。

業務場所につきましては、志津川字新井田地内ということで、新しい給食センターが業務場所となります。

次に業務概要でございますけれども、記載のとおりでございますして、新たに建築いたします学校給食センターにおける施設、附帯設備に附属する備品の整備ということになります。

契約方法は見積徴収による随意契約ということで、本年8月18日に開封を行っております。見積もり業者は株式会社中西製作所東北支店でございまして、予定価格1,181万3,900円、見積もり開封結果、738万、いずれも消費税を除くということでございます。なお納入期限は平成30年2月28日でございます。

続きまして、取得する物品でございますけれども、議案書27ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに記載のとおりでございますして、全19種568点の物品を購入するものでございます。

以上、簡単でございますが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時55分 延会